

令和5年度地域再生計画の評価等に関する調査

報告書

令和6年3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

I.	調査の概要	1
II.	認定地域再生計画の基本情報	5
1.	都道府県別認定地域再生計画数	6
2.	認定地方公共団体の人口規模の分布状況	8
3.	認定地域再生計画の認定時期	9
4.	認定地域再生計画の計画期間	9
III.	認定地域再生計画に関する調査	10
1.	認定地域再生計画における支援措置の活用状況	11
2.	認定地域再生計画の作成	12
3.	認定地域再生計画で設定されている目標数	14
4.	認定地域再生計画で設定されている事業数	15
5.	地域再生計画作成の難易度	16
6.	認定地域再生計画の進捗状況	17
7.	認定地域再生計画の効果の検証・評価	22
8.	認定地域再生計画の目標達成に向けた取組み	26
9.	認定地域再生計画の計画期間終了後の取組み	27
10.	地域再生協議会	30
11.	デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）の活用状況	34
12.	地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況	36
13.	支援措置活用の課題等	39
14.	官民連携	40
15.	地域再生制度全般への意見・要望	53

留意事項

1. 報告書中の（n）はアンケート調査の設問に対する有効回答数で、100%が何件の回答に相当するのかわかる割合算出の基数となるものである。
2. 複数回答方式の設問に対する回答の結果数値（%）については、回答数（n）に対する割合を示しているため、その合計が100%を超える場合がある。
3. 結果数値（%）は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。
4. グラフの一部では回答数0（0.0%）を省略しているものがある。
5. 本調査において記載している支援措置の名称は、令和5年12月現在のものである。

I. 調査の概要

1. 調査の概要

(1) 本調査の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みを国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成26年以降は、

- ・ 平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
- ・ 平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・ 平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・ 平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・ 令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等

を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成17年の制度創設から15年以上が経過した近年においても継続的な制度活用がなされ、令和 5 年12月末までの間に累計11,889件の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成28年度以降は、デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、平成28年度から令和 4 年度の年度平均で約1,395件（平成17年度から27年度の年度平均認定件数は約181件）の地域再生計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成17年 4 月22日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

【参考】地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① （略）

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

(2) 調査対象

本調査の調査対象は、以下のとおりである。

令和5年3月31日時点で活用されている地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）

※第67回認定分まで・当該時点で計画期間が終了したものを含む。

- ・ 対象計画数：5,505件
- ・ 対象団体数：1,639団体（共同申請については代表団体のみ計上）

(3) 調査方法

Webブラウザ上での回答を原則とした。ただし、調査対象者側のインターネット環境等の要因により、Webブラウザ上での回答が困難な場合には、事務連絡発出時に送付したMicrosoft Excel調査票による回答も回収を行った。

(4) 調査実施期間

令和5年9月6日（水）～令和5年9月28日（木）

(5) 調査対象数及び回収状況

	調査対象数	回収数	回収率
認定地域再生計画	5,505件	4,758件	86.4%

(6) 調査回答時点

令和5年8月末時点

(7) 調査項目

認定地域再生計画に関する調査 調査項目一覧は以下の通りである。

1. 認定地域再生計画における支援措置の活用状況
2. 認定地域再生計画の作成

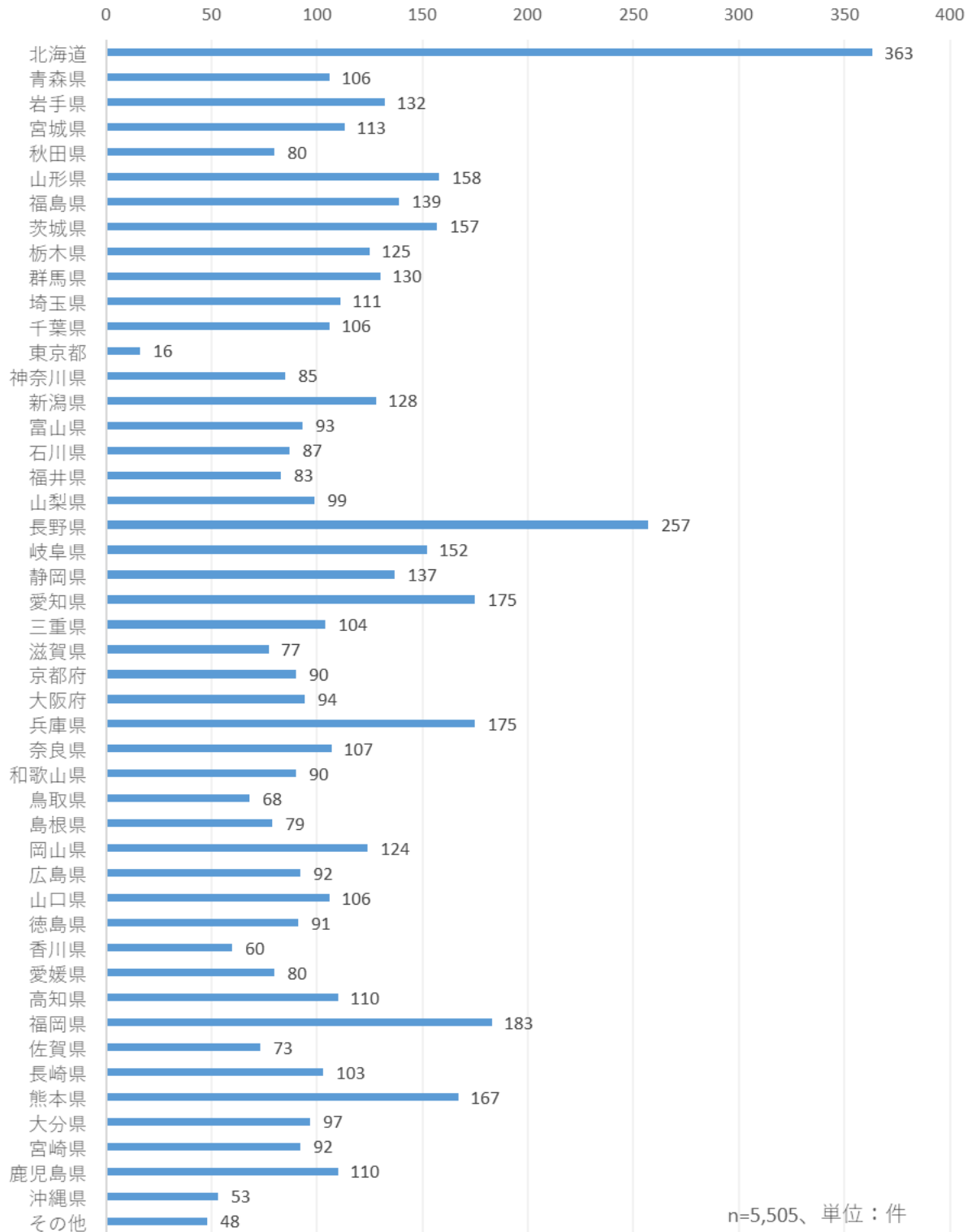
3. 認定地域再生計画で設定されている目標数
4. 認定地域再生計画で設定されている事業数
5. 地域再生計画作成の難易度
6. 認定地域再生計画の進捗状況
7. 認定地域再生計画の効果の検証・評価
8. 認定地域再生計画の目標達成に向けた取組み
9. 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組み
10. 地域再生協議会
11. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生整備推進型）の活用状況
12. 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況
13. 支援措置活用の課題等
14. 官民連携
15. 地域再生制度全般への意見・要望

II. 認定地域再生計画の基本情報

1. 都道府県別認定地域再生計画数

認定地域再生計画数を都道府県別にみると、「北海道」が363件で最も多く、「長野県」257件、「福岡県」183件、「愛知県」及び「兵庫県」175件、と続いている。複数の都道府県の地方公共団体が共同で申請している認定地域再生計画は48件となっている。

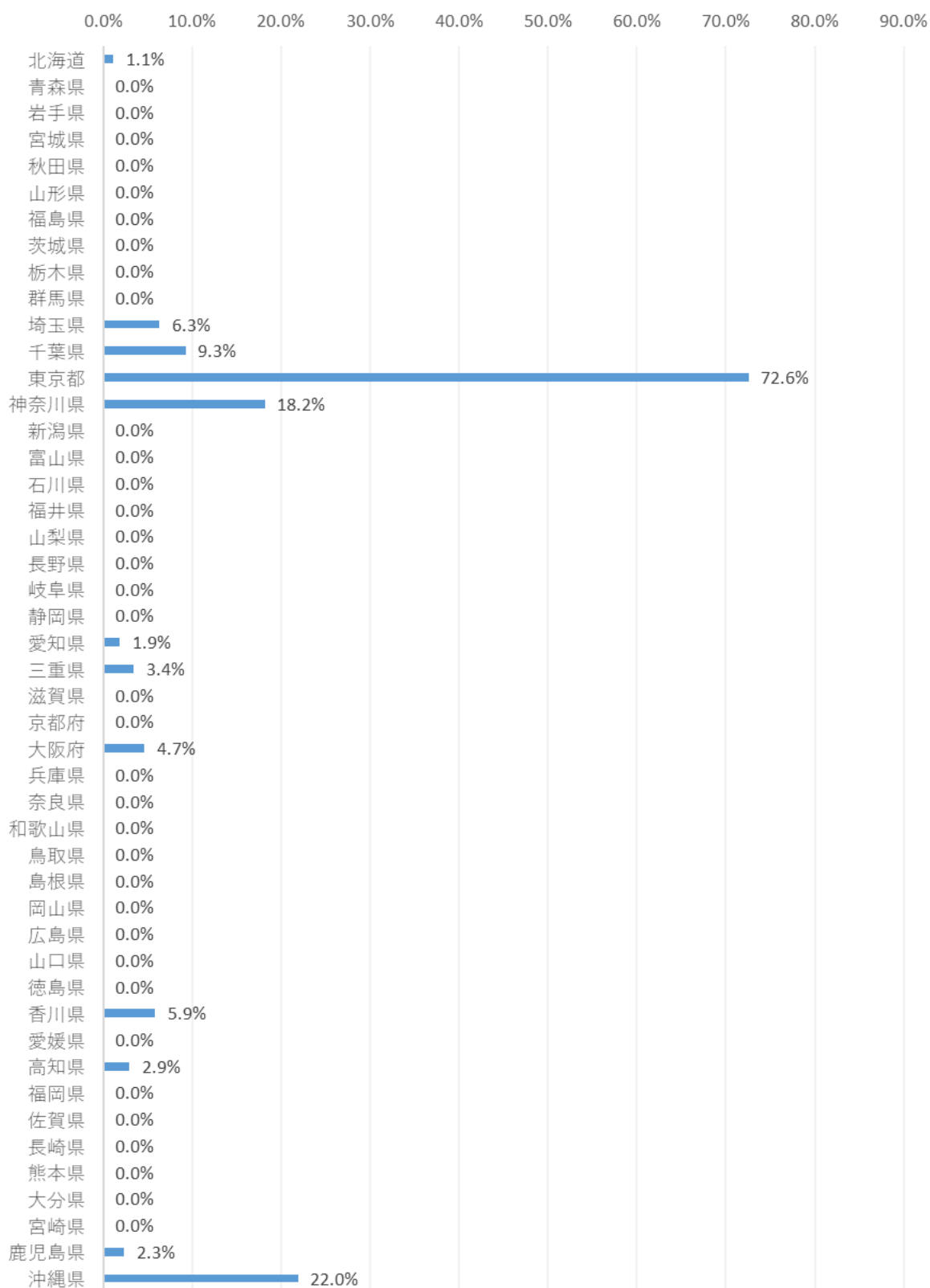
図表 1：都道府県別認定地域再生計画数



(注) その他は、広域連合または複数の都道府県の地方公共団体が共同で申請している認定地域再生計画である。

所在都道府県の地方公共団体ごとに、現行活用されている認定地域再生計画がない割合をみると、「東京都」が72.6%で最も高く、「沖縄県」が22.0%で続き、「神奈川県」が18.2%、「千葉県」が9.3%、「埼玉県」が6.3%となっている。

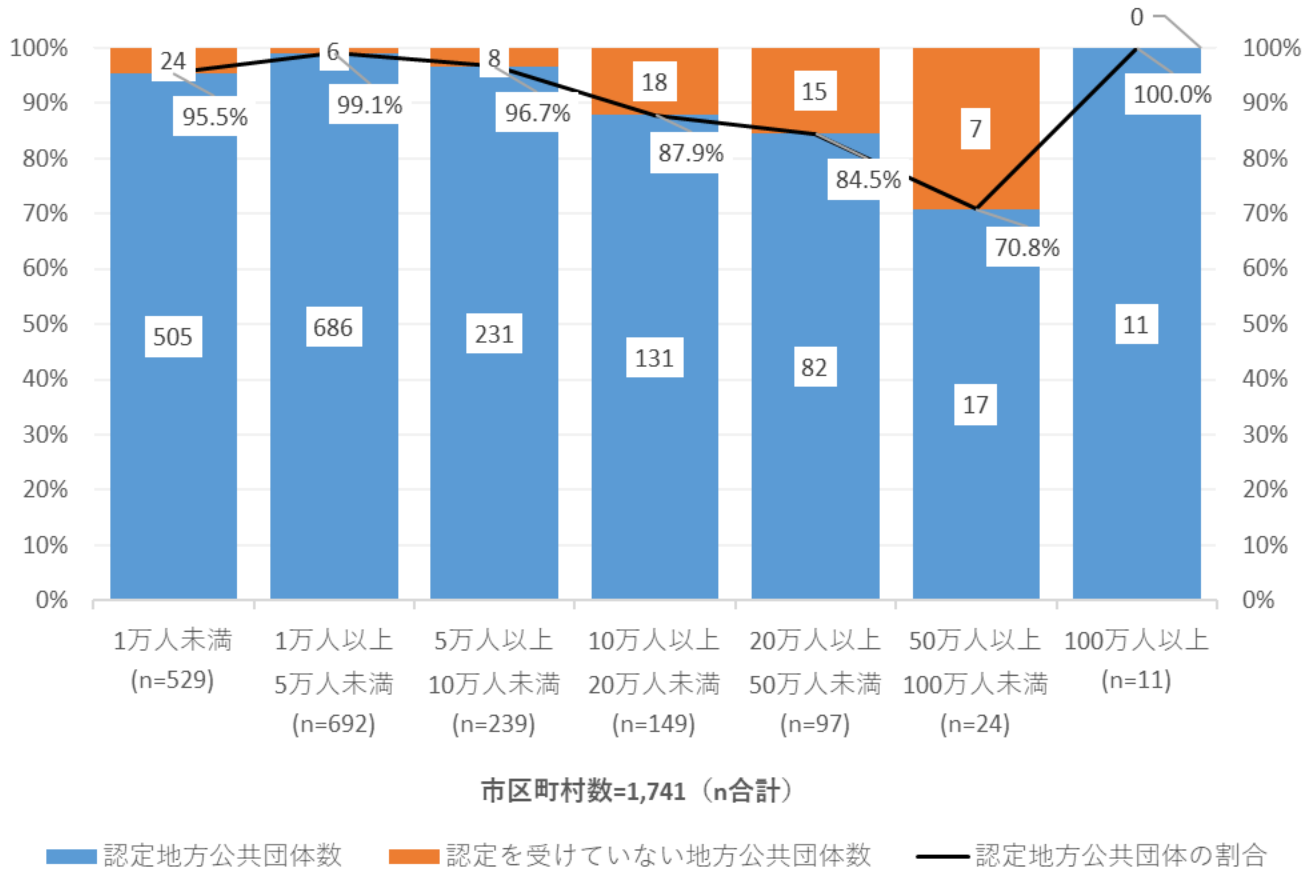
図表 2：現行活用されている認定地域再生計画がない都道府県別地方公共団体の割合



2. 認定地方公共団体の人口規模の分布状況

認定地方公共団体のうち市区町村について、人口規模別に認定割合をみると、「100万人以上」が100%となっており、以下「1万人以上5万人未満」が99.1%、「5万人以上10万人未満」が96.7%、「1万人未満」が95.5%、「10万人以上20万人未満」が87.9%となっている。

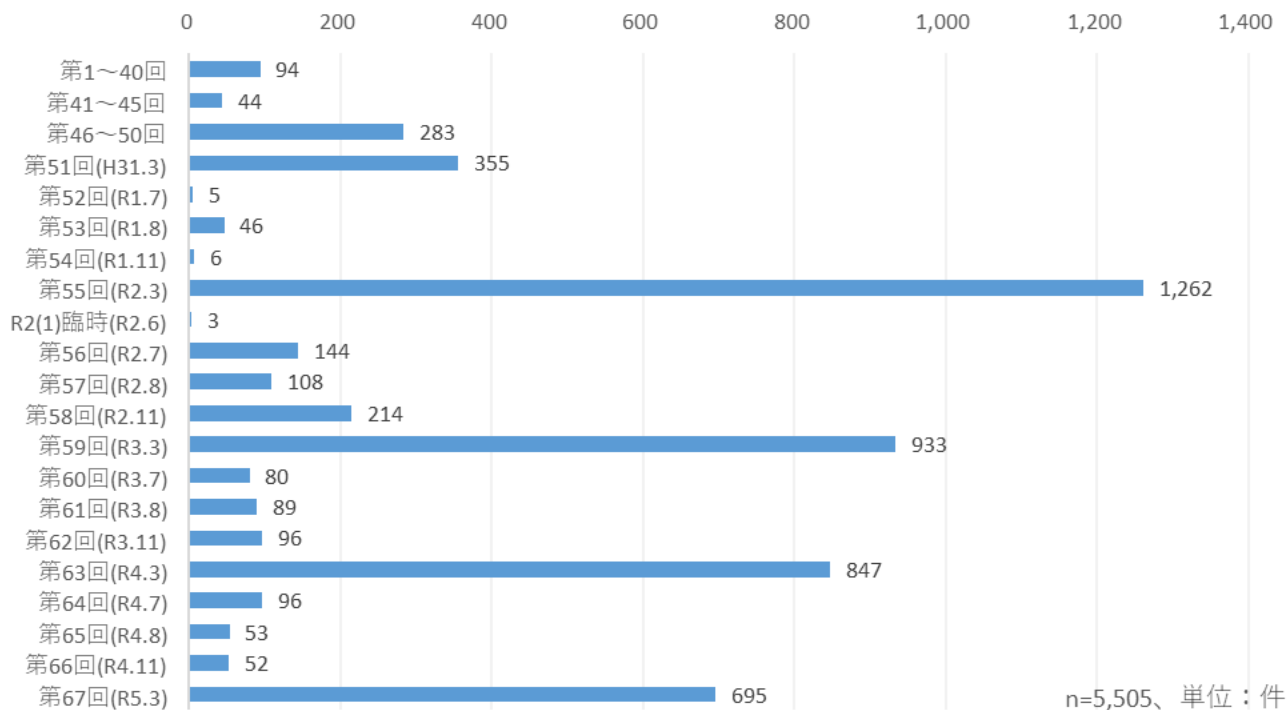
図表 3：人口規模別の認定地方公共団体の割合（都道府県を除く）



3. 認定地域再生計画の認定時期

認定地域再生計画数を認定回別にみると、「第55回」の1,262件が最も多く、「第59回」が933件、「第63回」が847件、「第67回」が695件で続いている。

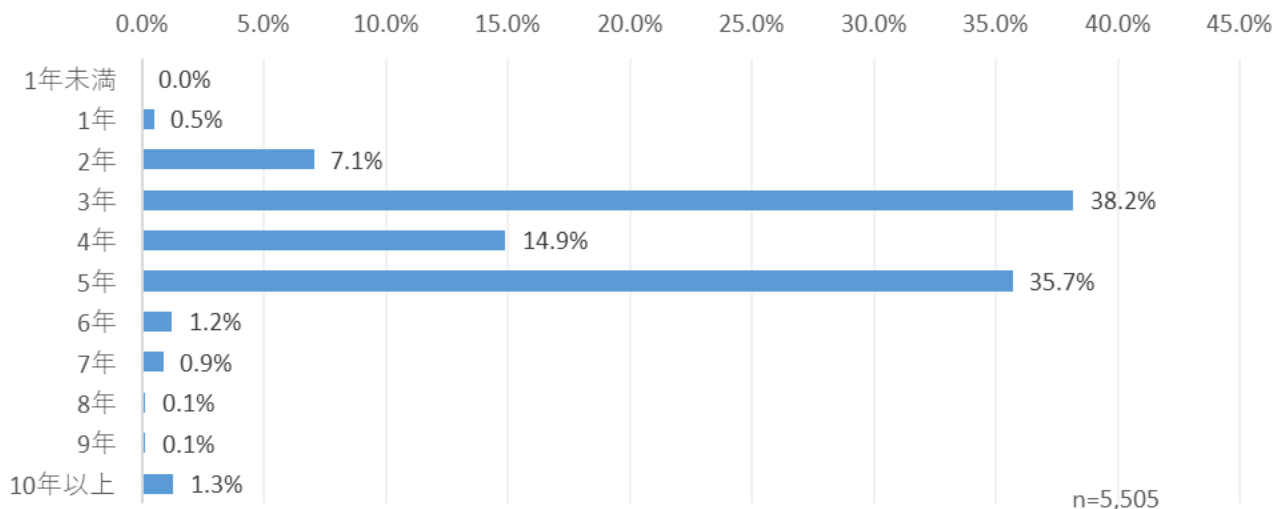
図表 4：認定地域再生計画の認定回別の内訳



4. 認定地域再生計画の計画期間

認定地域再生計画の計画期間をみると、「3年」が38.2%で最も多く、「5年」が35.7%となっており、「3年」から「5年」が88.8%を占めている。

図表 5：認定地域再生計画の計画期間



III. 認定地域再生計画に関する調査

1. 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」が44.23%で最も多く、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が30.44%、「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】」が17.53%となっている。

図表 6：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

活用している支援措置の名称	件数	構成比
1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）	2,225	44.23%
2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）	882	17.53%
3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】（旧地方創生道整備推進交付金）	150	2.98%
4. デジタル田園都市国家構想交付金【污水处理施設の整備事業】（旧地方創生污水处理施設整備推進交付金）	51	1.01%
5. デジタル田園都市国家構想交付金【港の整備事業】（旧地方創生港整備推進交付金）	45	0.89%
6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	1,531	30.44%
7. 地域再生支援利子補給金	14	0.28%
8. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	43	0.85%
9. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	2	0.04%
10. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	3	0.06%
11. 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	3	0.06%
12. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	4	0.08%
13. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	2	0.04%
14. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	1	0.02%
16. 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例	1	0.02%
17. 補助対象施設の有効活用	5	0.10%
18. 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	8	0.16%
19. 公立社会教育施設の有効活用	2	0.04%
20. 社会体育施設の有効活用	2	0.04%
21. 農林水産関係補助対象施設の有効活用	4	0.08%
22. 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	8	0.16%
23. 特定地域再生支援利子補給金	4	0.08%
24. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	2	0.04%
27. 過疎地域持続的発展支援交付金	5	0.10%
29. 地域雇用活性化推進事業	2	0.04%
31. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	14	0.28%
33. 農山漁村振興交付金	4	0.08%
35. 地域公共交通確保維持改善事業	6	0.12%
36. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	3	0.06%
37. 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画作り支援事業	1	0.02%
38. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	2	0.04%
39. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	1	0.02%
合計	5,030	100.00%

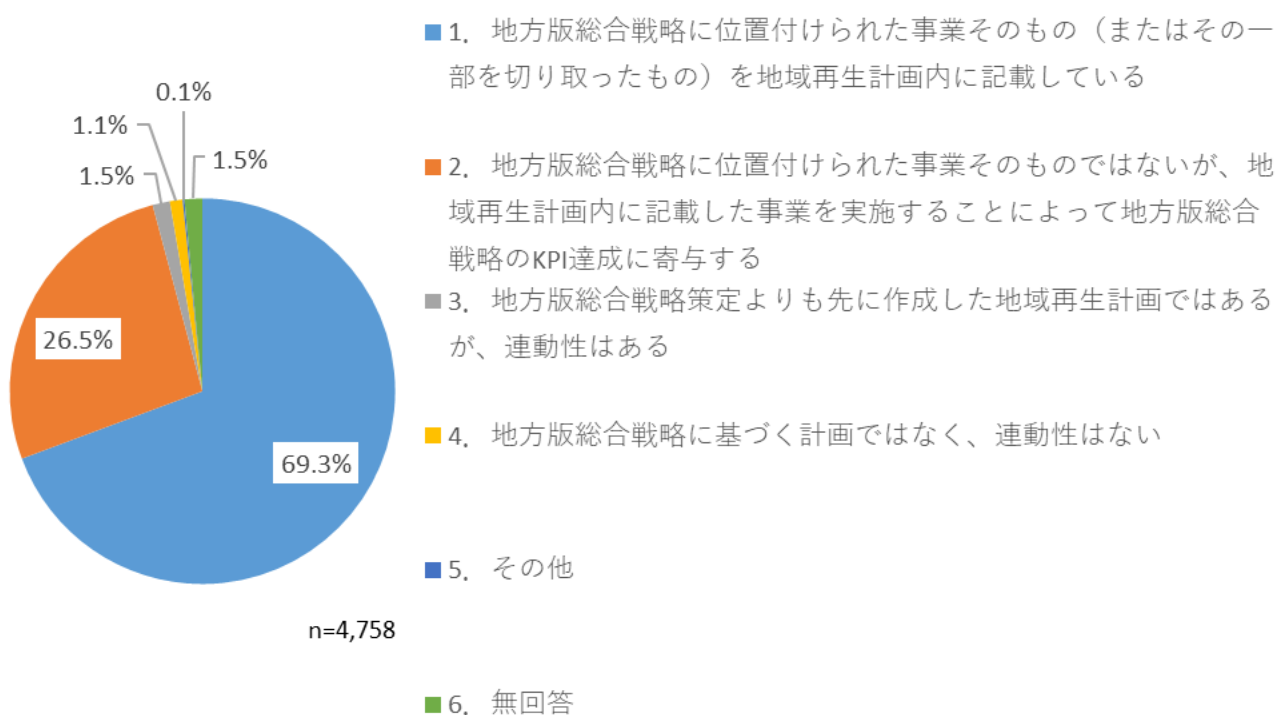
（注）活用件数0件の支援措置を除外している。また、1つの計画に複数の支援措置を記載することが可能なため合計は回答件数を超過している。

2. 認定地域再生計画の作成

(1) 認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況

認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況をみると、「1. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのもの（またはその一部を切り取ったもの）を地域再生計画内に記載している」が69.3%を占め、「2. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのものではないが、地域再生計画内に記載した事業を実施することによって地方版総合戦略のKPI達成に寄与する」が26.5%などと、連動性があるものがほとんどを占めている。

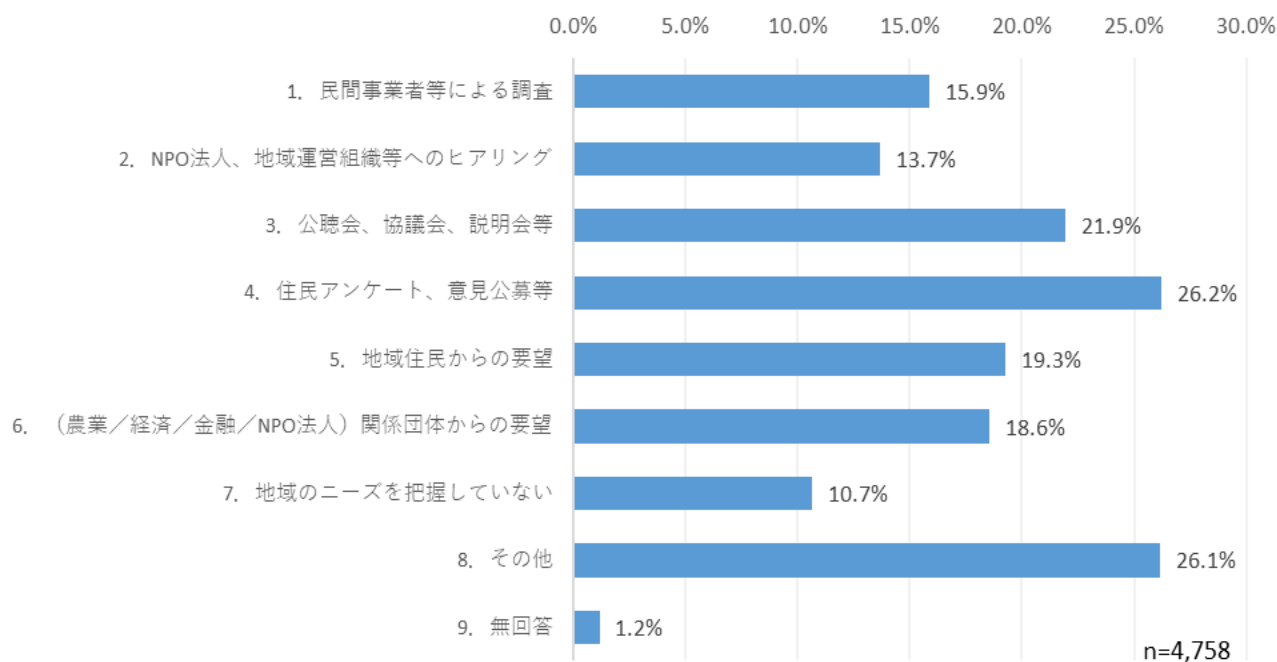
図表 7：認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況



(2) 認定地域再生計画作成における地域ニーズの把握方法

認定地域再生計画作成に当たっての地域ニーズの把握方法をみると、「4. 住民アンケート、意見公募等」が26.2%で最も多く、「3. 公聴会、協議会、説明会等」が21.9%、「5. 地域住民からの要望」が19.3%、「6. (農業/経済/金融/NPO法人) 関係団体からの要望」が18.6%、「1. 民間事業者等による調査」が15.9%で続いている。

図表 8 : 認定地域再生計画の地域ニーズの把握方法



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

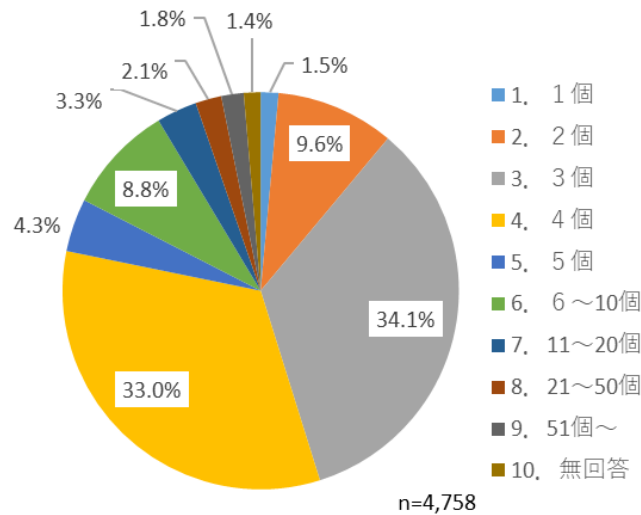
- ・ 地方版総合戦略等の上位計画策定時に把握したニーズの引用
- ・ RESASや各種統計・調査情報
- ・ 県内市町村や関係団体、事業者等関係者へのヒアリング
- ・ 議会や懇談会、各種委員会における意見・提案
- ・ ワークショップ

3. 認定地域再生計画で設定されている目標数

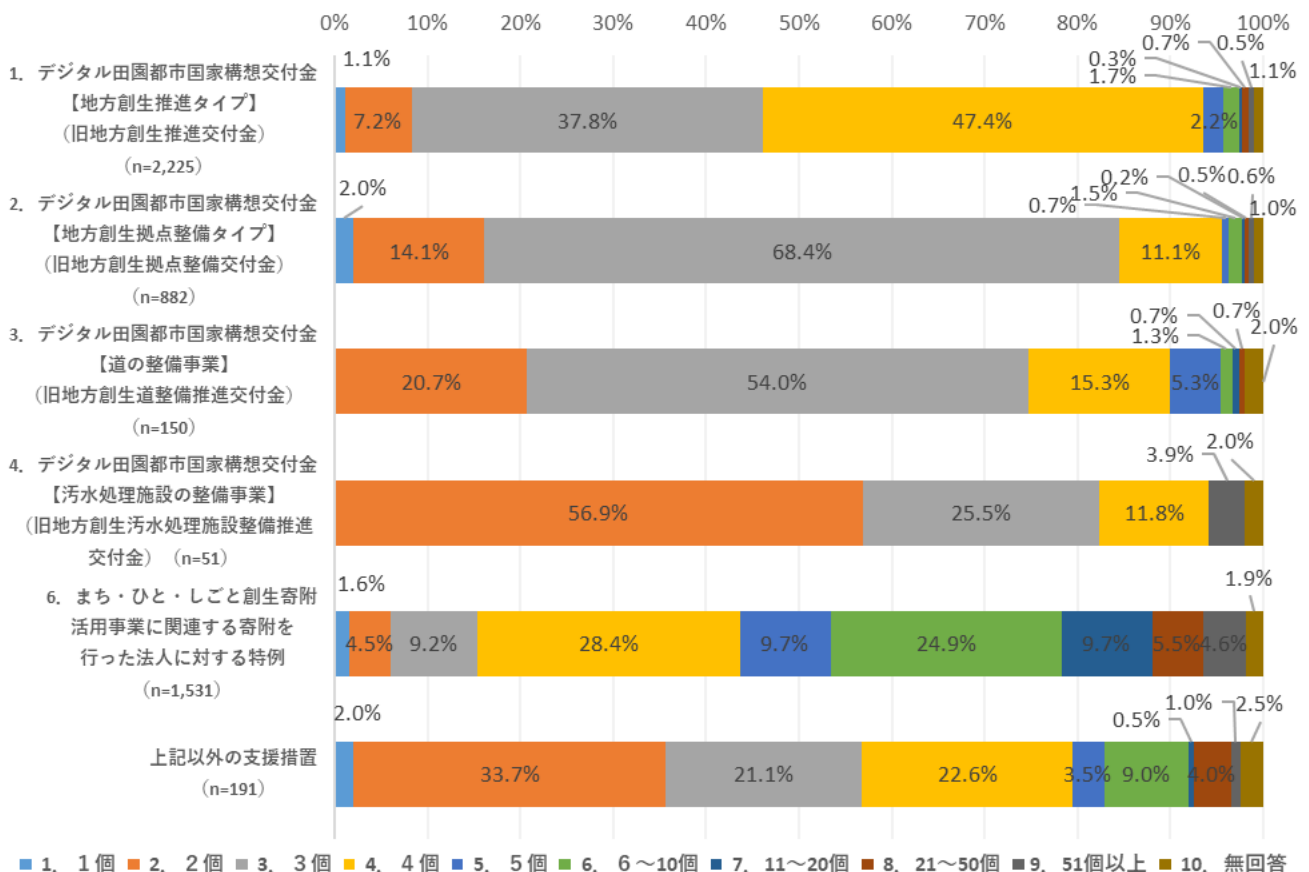
認定地域再生計画で設定されている目標数をみると、「3個」が34.1%で最も多く、「4個」が33.0%となっており、「4個以下」の合計が78.2%となっているが、「51個以上」が1.8%あった。

これを支援措置別にみると、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」で目標数が相対的に多くなっている。

図表 9：認定地域再生計画で設定されている目標数



図表 10：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている目標数

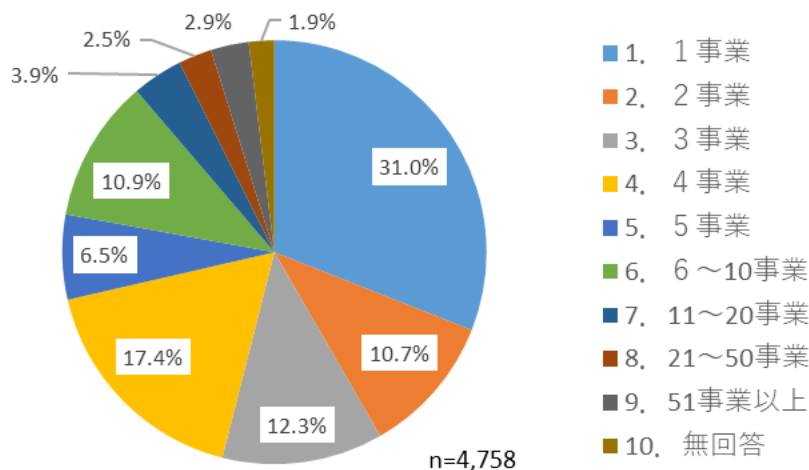


4. 認定地域再生計画で設定されている事業数

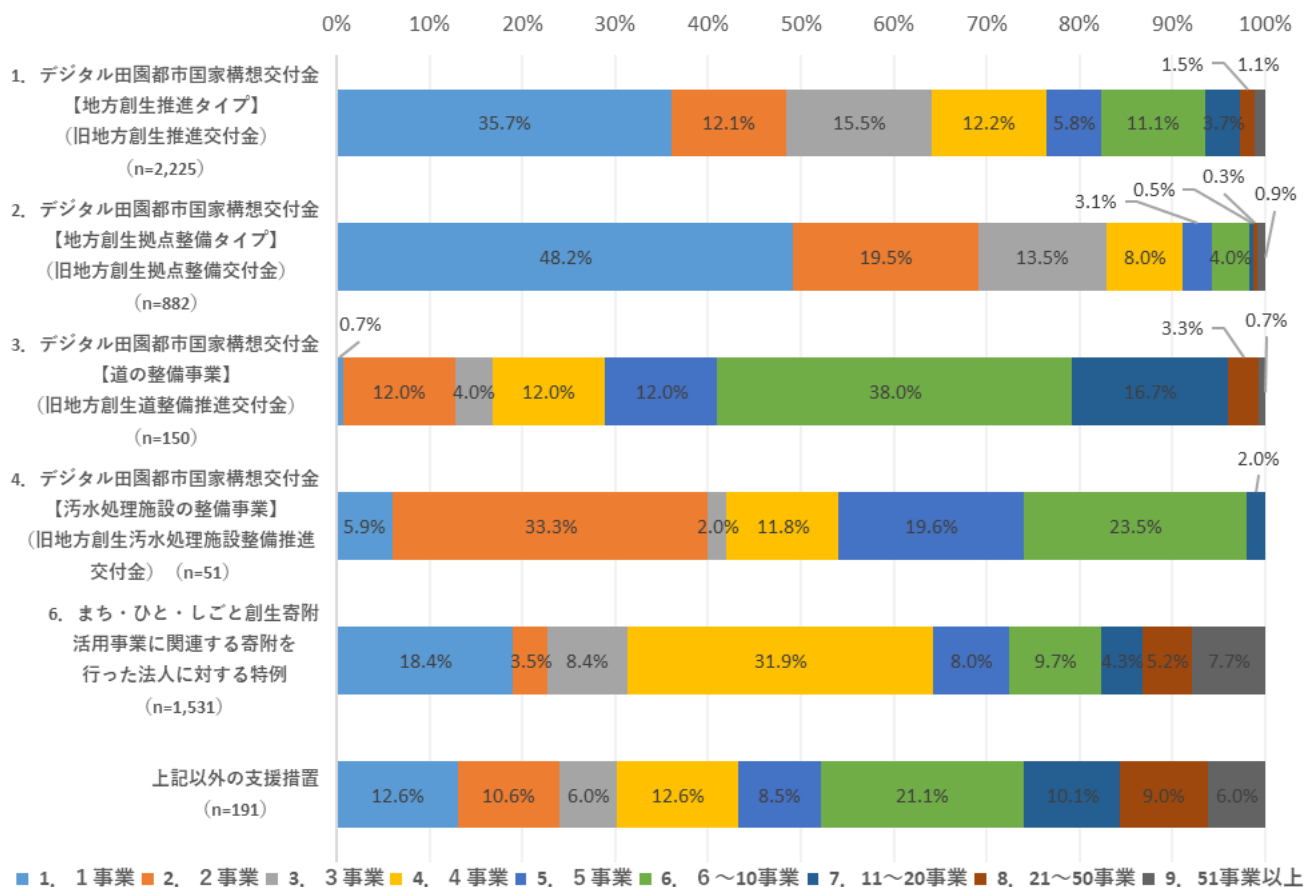
認定地域再生計画で設定されている事業数をみると、「1事業」が31.0%で最も多く、「4事業」が17.4%、次いで「3事業」が12.3%となっているが、「51事業以上」という計画が2.9%あった。

支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】」、「4. デジタル田園都市国家構想交付金【汚水処理施設の整備事業】」で5事業以上を設定している割合が相対的に多くなっている。

図表 11：認定地域再生計画で設定されている事業数



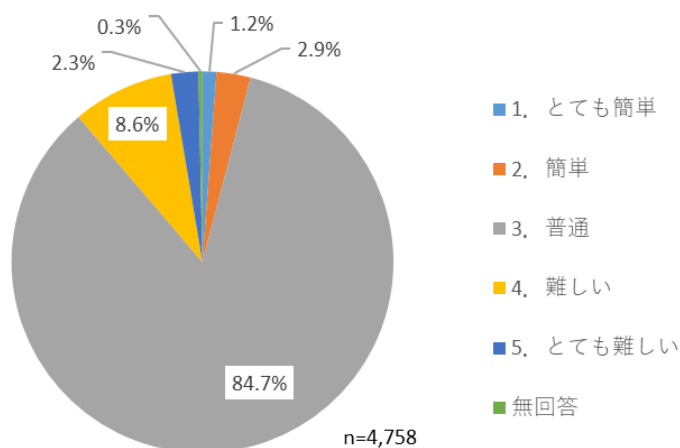
図表 12：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている事業数



5. 地域再生計画作成の難易度

地域再生計画作成の難易度をみると、「3. 普通」が84.7%と最も多くなっており、「1. とても簡単」、「2. 簡単」と回答した割合が4.1%、「4. 難しい」、「5. とても難しい」が10.9%となっている。

図表 13：地域再生計画作成の難易度



また、「4. 難しい」、「5. とても難しい」と回答した場合の理由について、主な回答として以下の記述があった。

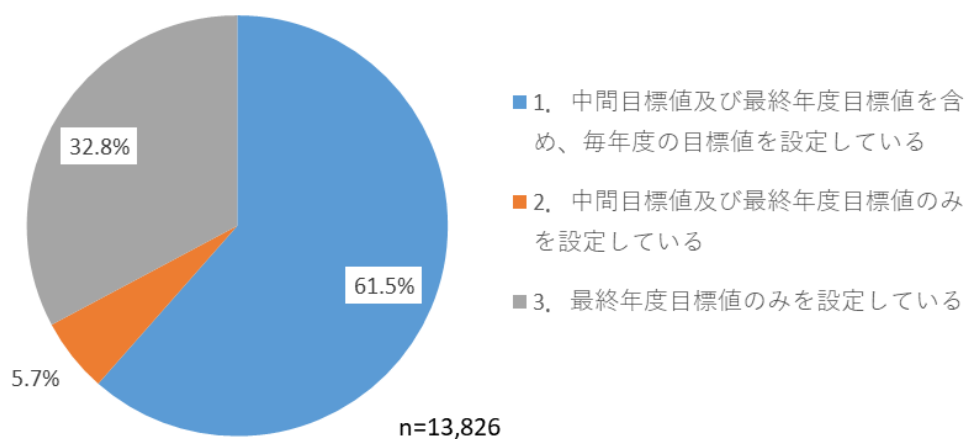
- ・ 効果的なKPI、目標の設定が困難
- ・ 庁内や関係者間の調整が困難
- ・ 内容や項目数が多岐にわたり煩雑
- ・ コロナ禍の中で将来予測を立てることが困難

6. 認定地域再生計画の進捗状況

(1) 認定地域再生計画の目標の設定状況

認定地域再生計画の各目標について、「目標の設定状況」をみると、「1. 中間目標値及び最終年度目標値を含め、毎年度の目標値を設定している」が61.5%を占め、「3. 最終年度目標値のみを設定している」が32.8%となっている。

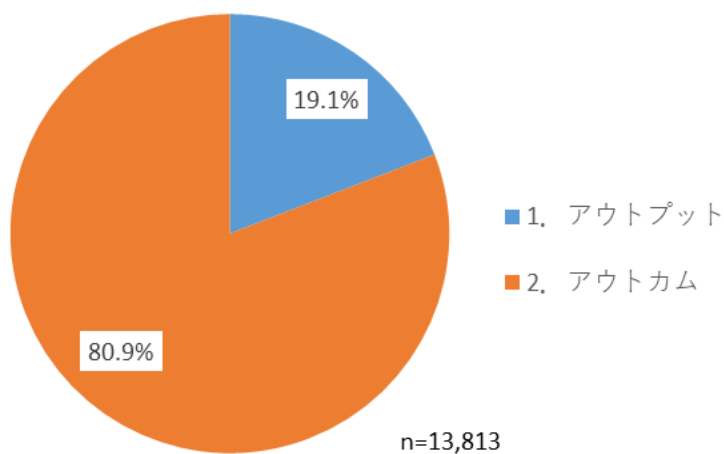
図表 14：認定地域再生計画の目標設定状況



(2) 認定地域再生計画の目標の類型

認定地域再生計画の各目標について、目標設定に係る指標が「アウトプット／アウトカム」のどちらの類型に分類されるかをみると、「1. アウトプット」が19.1%で、「2. アウトカム」が80.9%となっている。

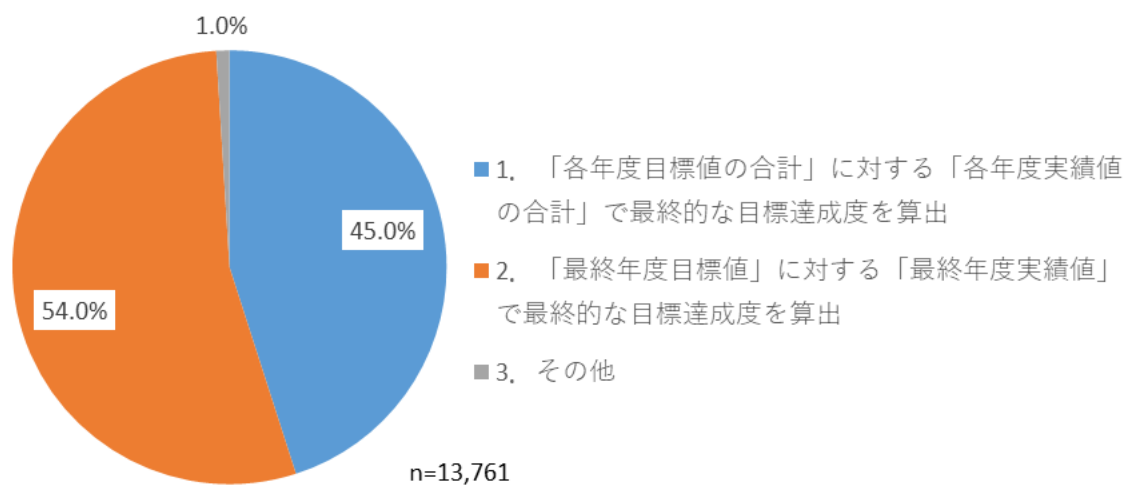
図表 15：認定地域再生計画の目標の類型



(3) 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式

計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式については、「1. 「各年度目標値の合計」に対する「各年度実績値の合計」で最終的な目標達成度を算出」が45.0%、「2. 「最終年度目標値」に対する「最終年度実績値」で最終的な目標達成度を算出」が54.0%となっている。

図表 16 : 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式



(4) 認定地域再生計画の目標達成状況

認定地域再生計画の各目標について、令和4年度の目標値、実測値及び達成率を尋ねた。さらに、達成率について、下記のとおり達成状況として分類した。

達成率150%以上	: 1. 目標を大幅に上回っている
達成率100%以上150%未満	: 2. 目標を上回っている
達成率0%以上100%未満	: 3. 目標未達
達成率0%未満	: 4. 計画作成時よりも悪化している

令和4年度末時点の認定地域再生計画の各目標の達成状況は、「1. 目標を大幅に上回っている」が19.5%、「2. 目標を上回っている」が28.5%となっており、目標を上回っているが48.0%となっている。

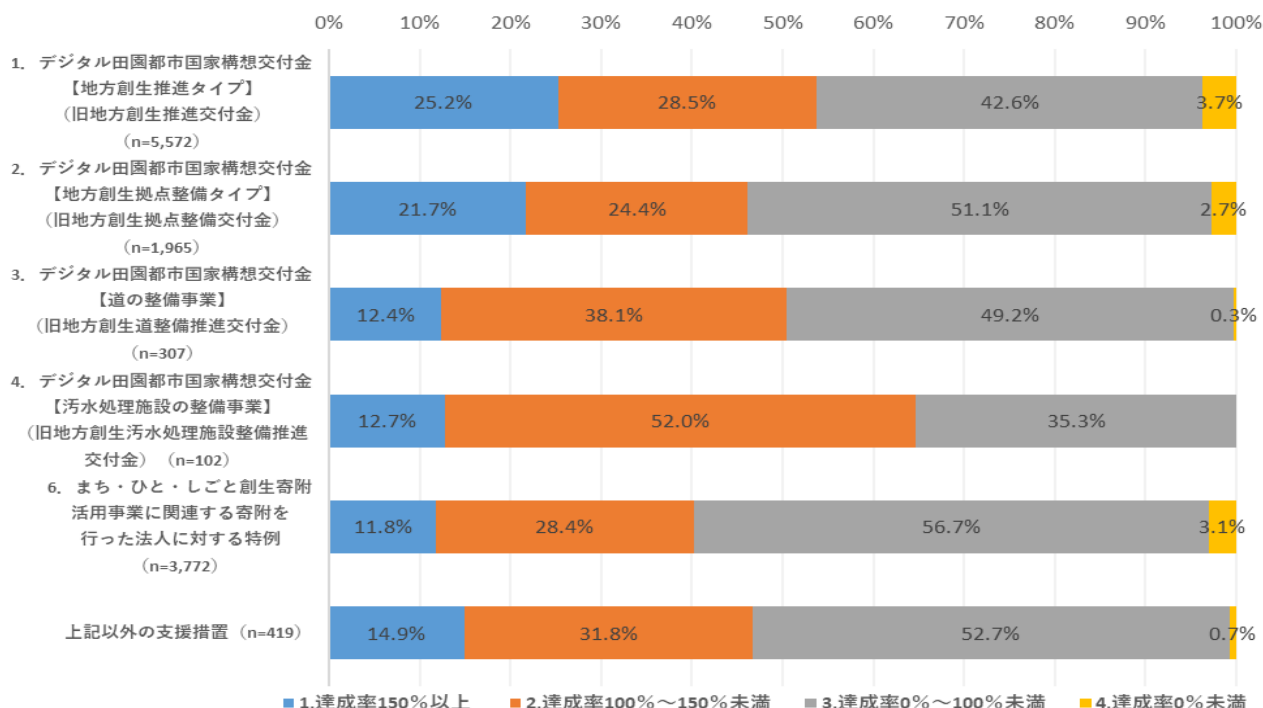
図表 17：認定地域再生計画の目標達成状況（令和4年度）



（注）1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成状況を回答しているため、合計は回答数4,758計画を超過している。

これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）」、「3. デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）」及び「4. デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生汚水処理施設整備推進交付金）」において、「1. 目標を大幅に上回っている」または「2. 目標を上回っている」計画が50%を超えている（図表18）。

図表 18：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和4年度）

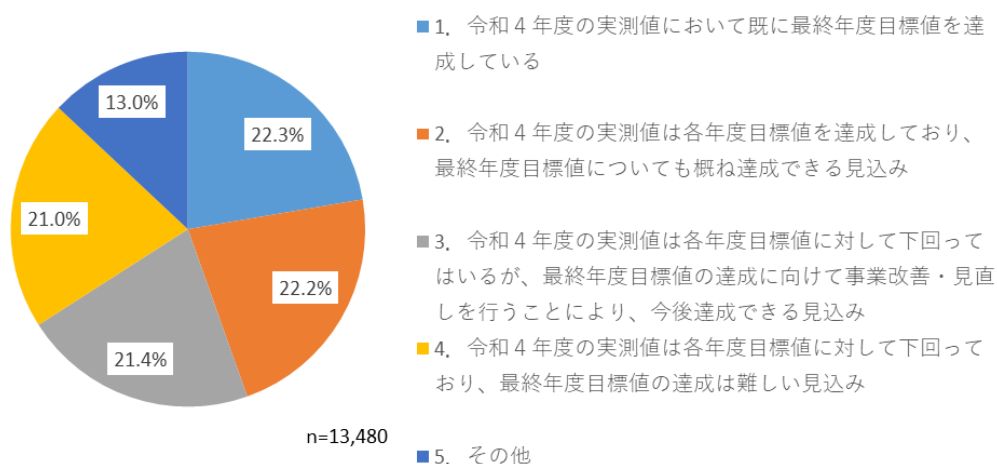


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとの目標数を計上しているため、合計は図表17よりも大きくなっている。

(5) 認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み

認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 令和4年度の実測値において既に最終年度目標値を達成している」が22.3%、「2. 令和4年度の実測値は各年度目標値を順調に達成しており、最終年度目標値についても概ね達成できる見込み」が22.2%、「3. 令和4年度の実測値は各年度目標値に対して下回ってはいるが、最終年度目標値の達成に向けて事業改善・見直しを行うことにより、今後達成できる見込み」が21.4%となっており、65.9%が達成または達成見込みとなっている。

図表 19：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み

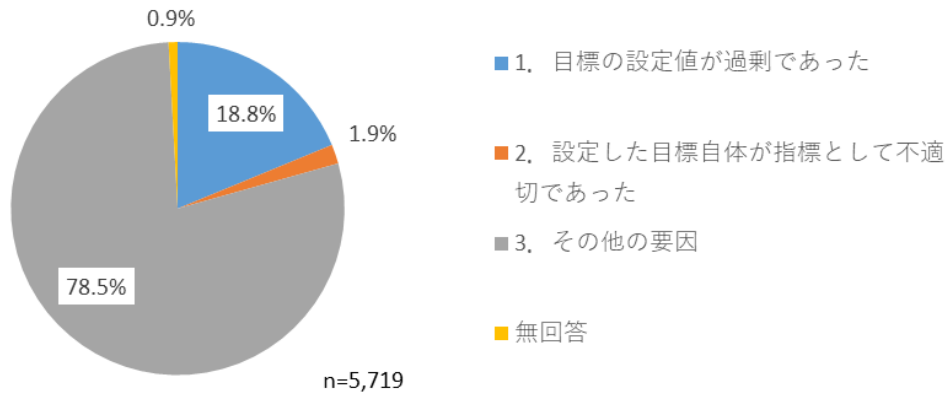


「その他」の主な内容としては、「新型コロナウイルスの影響により調査を行えていない」や「今後調査を実施する予定」といった記述があった。

(6) 認定地域再生計画の目標値未達成の理由

「令和4年度の実測値が目標値を下回っている」と回答した目標について、その理由をみると、「1. 目標の設定値が過剰であった」が18.8%、「2. 設定した目標自体が指標として不適切であった」が1.9%で、「3. その他の要因」が78.5%を占めている。

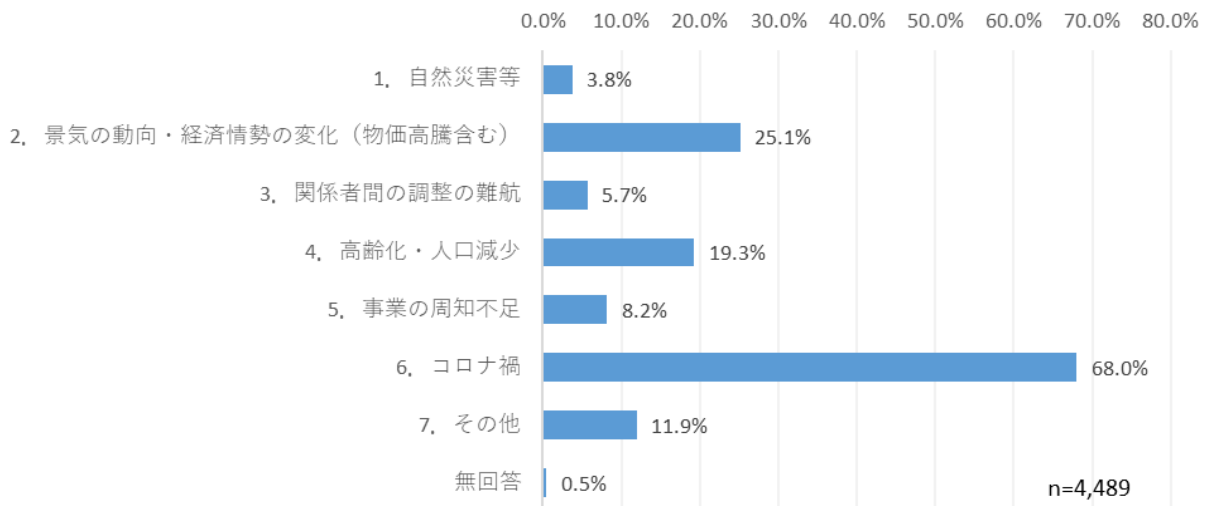
図表 20：認定地域再生計画の目標値未達成の理由



(7) 「その他の要因」の内容

「その他の要因」により、目標値未達成と回答した目標について、その内容をみると、「6. コロナ禍」が68.0%と顕著に多くなっており、「2. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰含む）」が25.1%、「4. 高齢化・人口減少」が19.3%となっている。

図表 21：目標値未達成の理由が「その他の要因」の理由



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

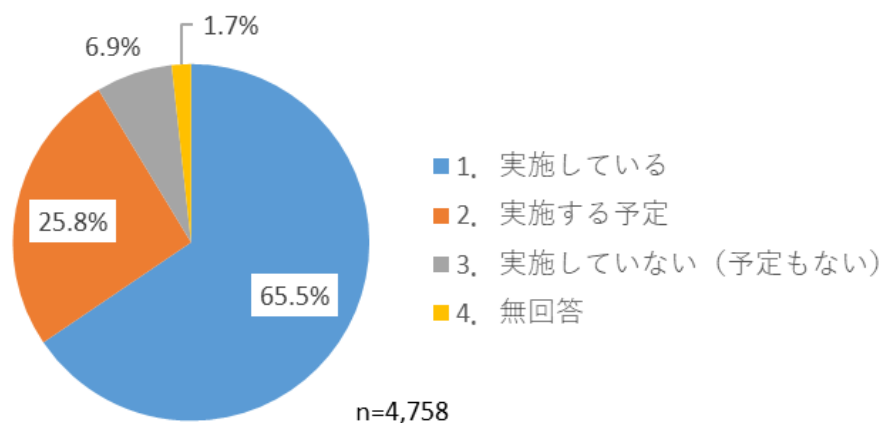
- ・ 事業の遅れや進捗の見直しのため
- ・ 施設が供用開始前であるため
- ・ 天候不順の影響による

7. 認定地域再生計画の効果の検証・評価

(1) 認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）の実施状況

認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）の実施状況を見ると、「1. 実施している」が65.5%を占め、「2. 実施する予定」が25.8%となっており、91.3%が認定地域再生計画の事業効果の検証を実施している（予定含む）ことが分かる。

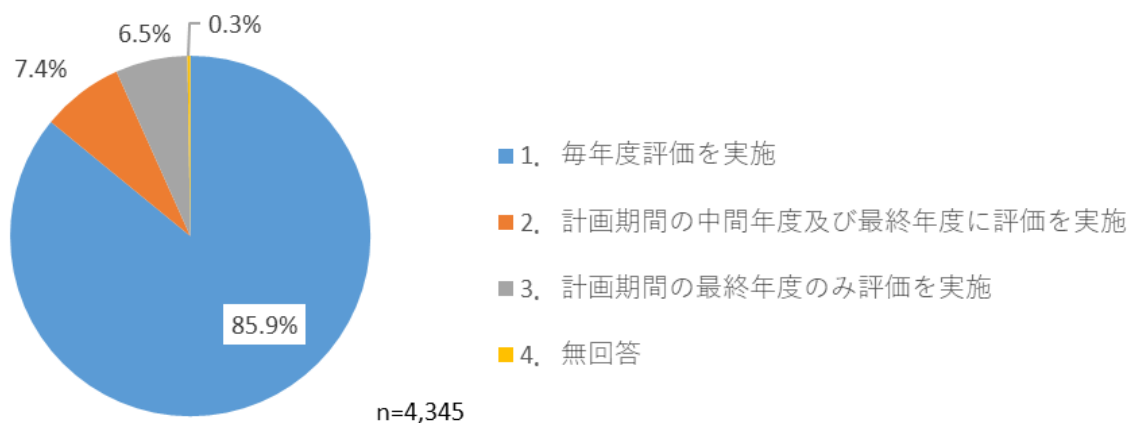
図表 22：認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）実施状況



(2) 認定地域再生計画の評価の実施時期

評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価の実施時期」を見ると、「1. 毎年度評価を実施」が85.9%と大部分を占め、「2. 計画期間の中間年度及び最終年度に評価を実施」は7.4%、「3. 計画期間の最終年度のみ評価を実施」が6.5%となっている。

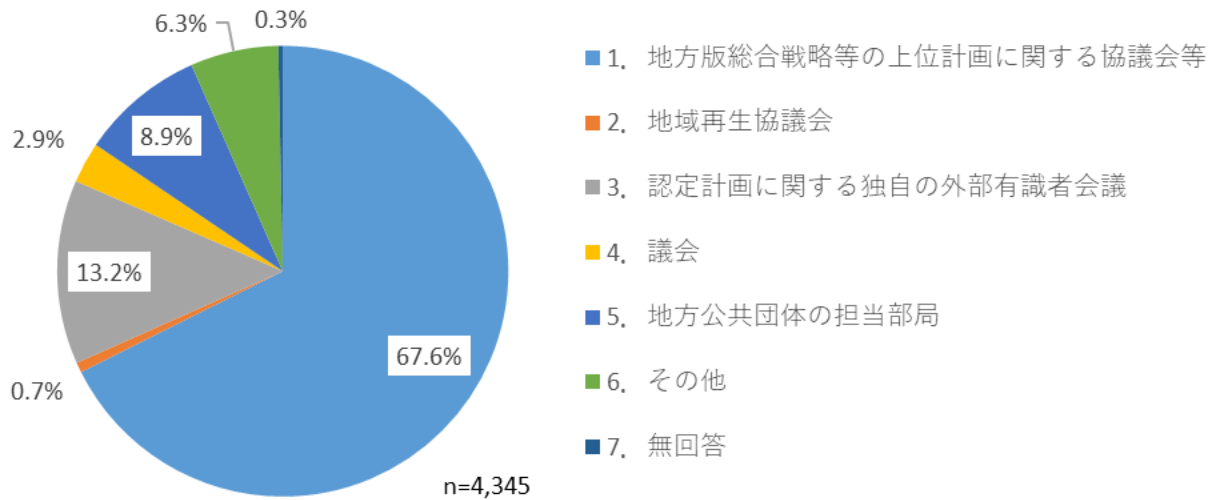
図表 23：認定地域再生計画の評価の実施時期



(3) 認定地域再生計画の評価の実施主体

評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価を行う主体」をみると、「1. 地方版総合戦略等の上位計画に関する協議会等」が67.6%を占め、「3. 認定計画に関する独自の外部有識者会議」が13.2%、「5. 地方公共団体の担当部局」が8.9%となっている。

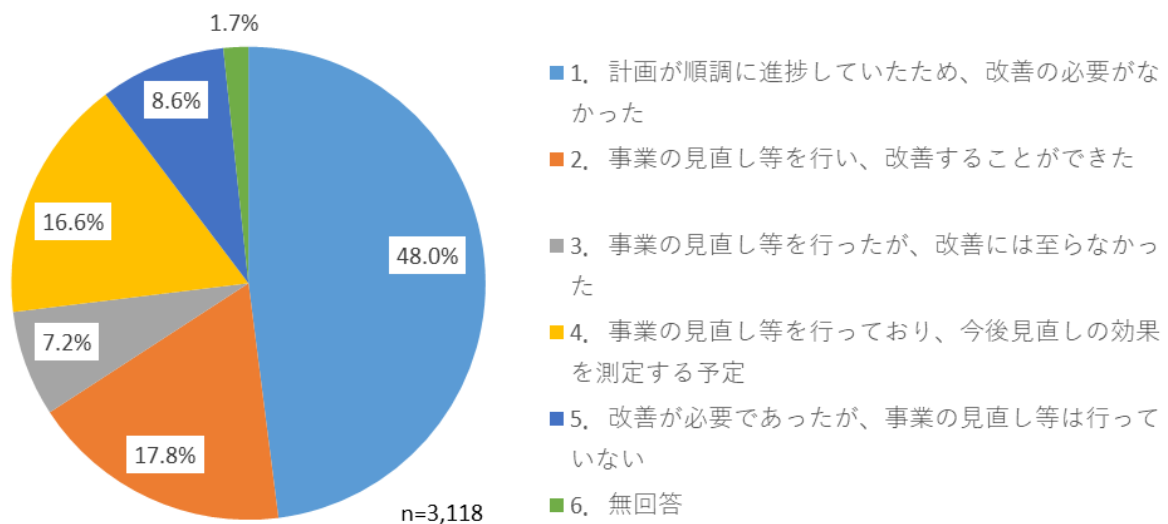
図表 24：認定地域再生計画の評価の実施主体



(4) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況

評価を実施していると回答した計画について、「評価実施後の事業内容の見直し等による改善状況」をみると、「1. 計画が順調に進捗していたため、改善の必要がなかった」が48.0%と半数近くを占め、「2. 事業の見直し等を行い、改善することができた」が17.8%、「4. 事業の見直し等を行っており、今後見直しの効果を測定する予定」が16.6%となっている。

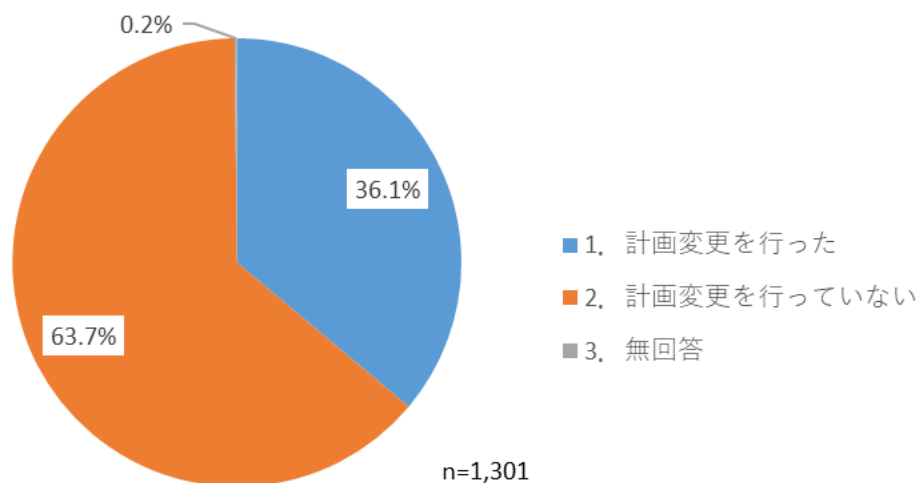
図表 25：認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況



(5) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無

「事業内容の見直し等を行った」と回答した認定地域再生計画について、「計画の変更を行ったか」をみると、「1. 計画変更を行った」が36.1%で、「2. 計画変更を行っていない」が63.7%を占めている。

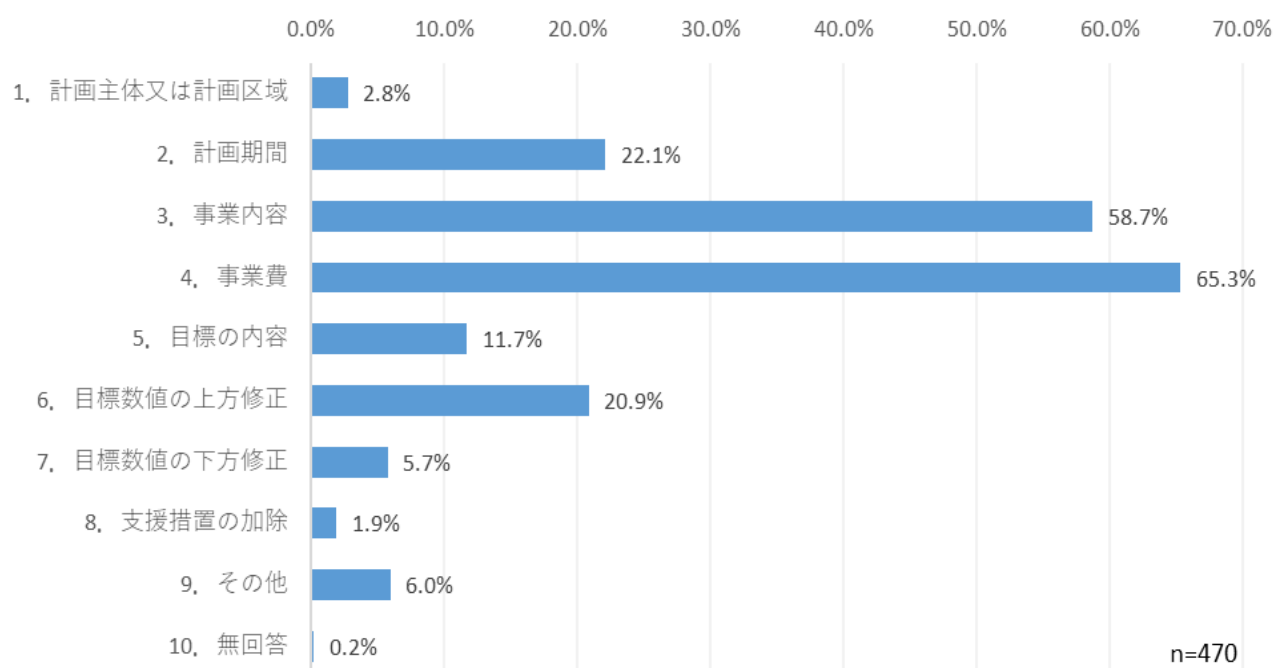
図表 26 : 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無



(6) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容

「計画変更を行った」と回答した認定地域再生計画について、「変更の内容」をみると、「4. 事業費」が65.3%で最も多く、「3. 事業内容」が58.7%、「2. 計画期間」が22.1%、「6. 目標数値の上方修正」が20.9%となっている。

図表 27 : 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容

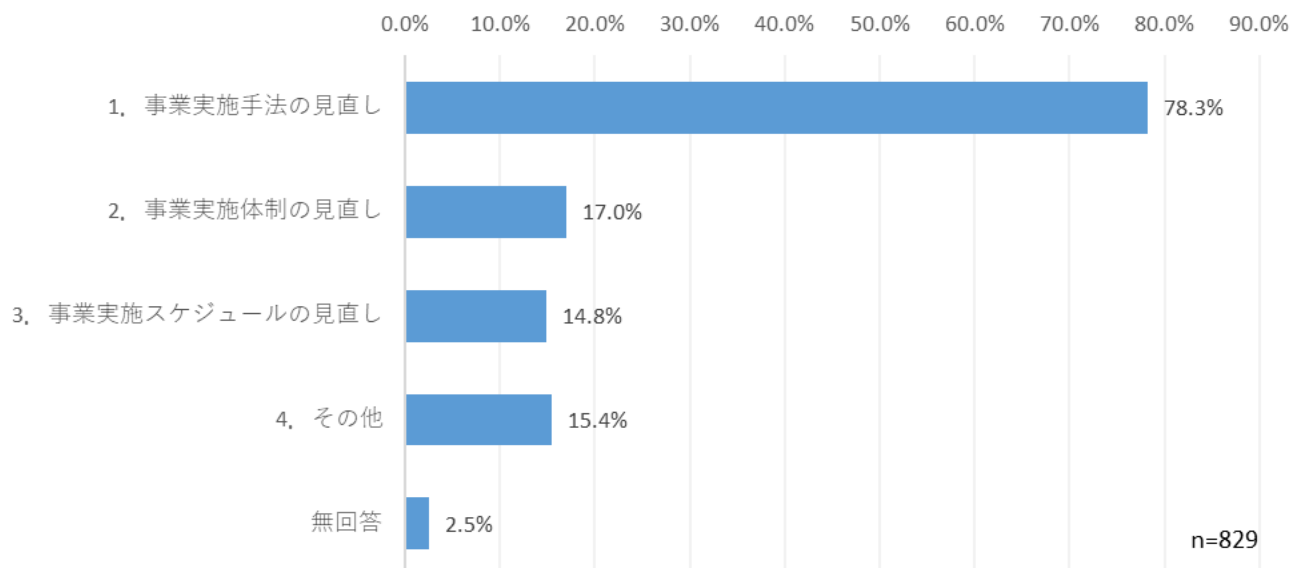


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(7) 認定地域再生計画の計画変更を行っていない場合の事業の見直し内容

「計画変更を行っていない」と回答した計画について、「事業の見直し内容」をみると、「1. 事業実施手法の見直し」が78.3%、「2. 事業実施体制の見直し」が17.0%となっている。

図表 28：認定地域再生計画の計画変更を伴わない事業の見直し内容



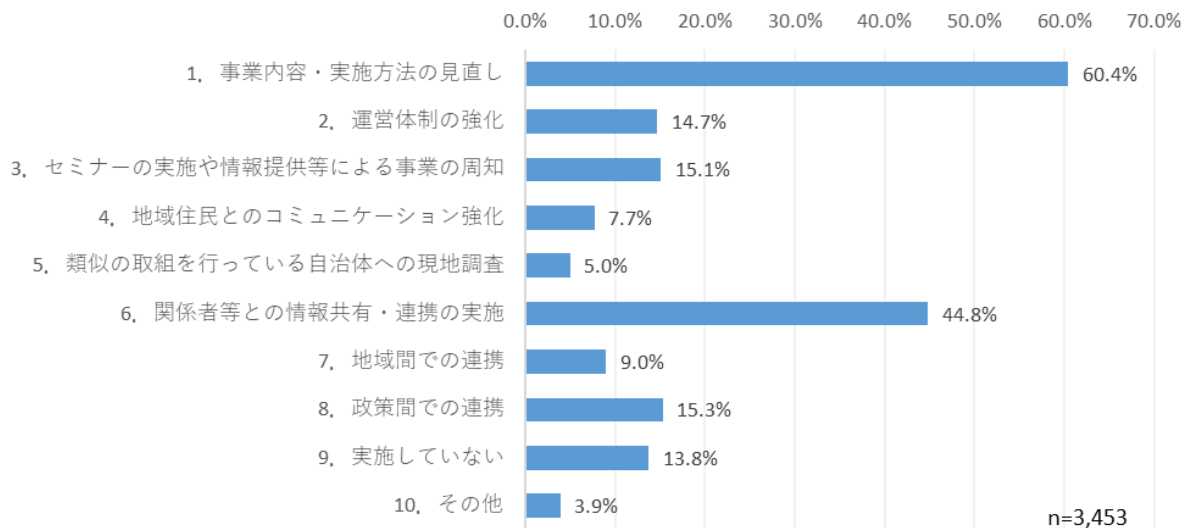
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

計画変更を伴わない事業の見直しのうち、「その他」の主な内容としては、「支援措置によらない独自の取組みの見直し」や「上位計画である地方版総合戦略における事業の見直し」といった記述があった。

8. 認定地域再生計画の目標達成に向けた取組み

地域再生計画に記載した雇用機会の創出、地域活性化への具体的効果等といった目標達成に向けて、どのような取組みを実施したかをみると、「1. 事業内容・実施方法の見直し」が60.4%で最も多く、「6. 関係者等との情報共有・連携の実施」が44.8%となっている。

図表 29：目標達成に向けた取組み



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

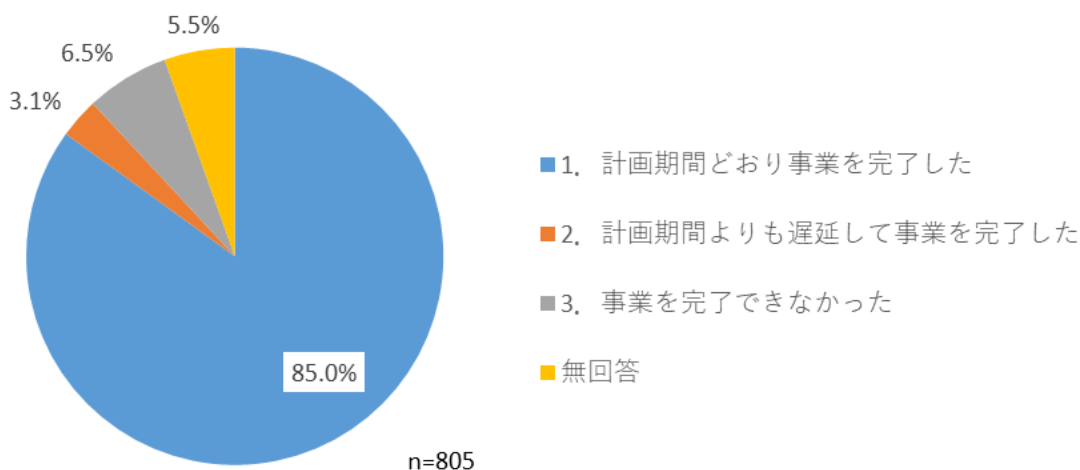
9. 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組み

(1) 計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画の遂行状況

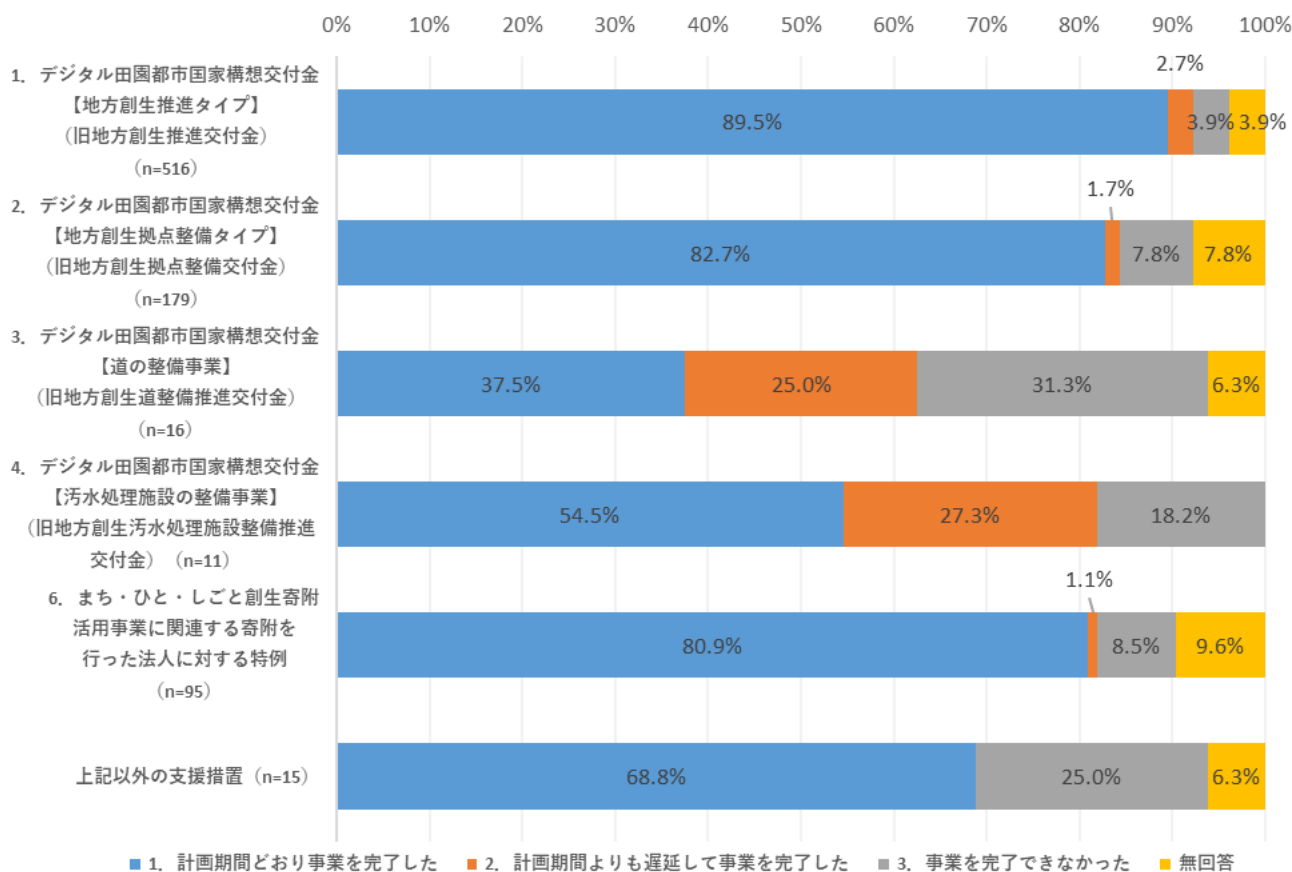
計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画について、計画の遂行状況を見ると、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が85.0%と大半を占めている。

これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が89.5%となっている。

図表 30：計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



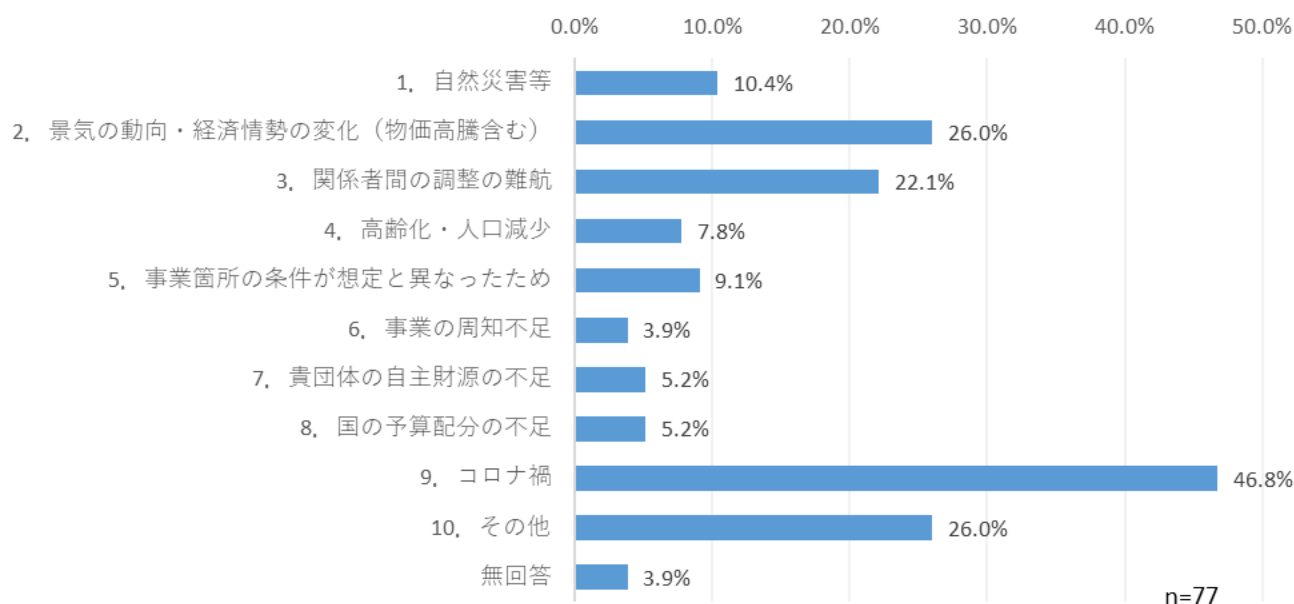
図表 31：支援措置別の計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



(2) 遅延・完了できなかった理由

計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画について、計画期間よりも遅延して事業を完了した、または完了できなかった要因をみると、「9. コロナ禍」が46.8%で顕著に多くなっており、「2. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰含む）」が26.0%、「3. 関係者間の調整の難航」が22.1%、「1. 自然災害等」が10.4%となっている。

図表 32：遅延・完了できなかった理由



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

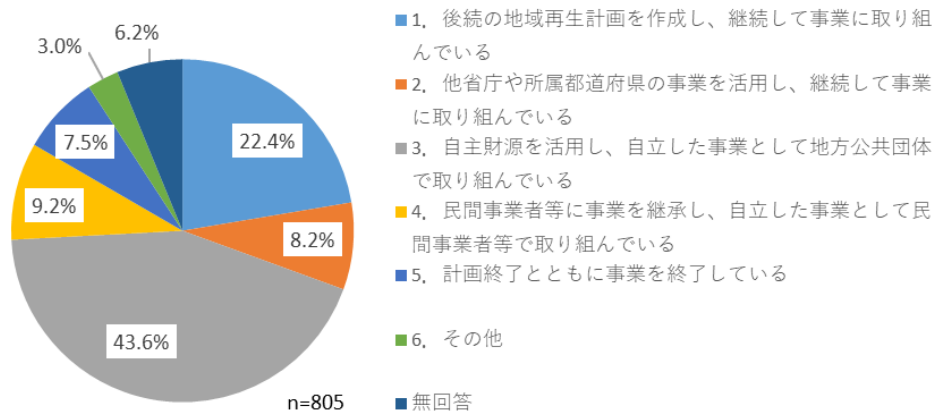
- ・ 後継計画の策定に伴う前倒しでの計画終了または廃止
- ・ 東京オリンピック開催に伴う工事期間の延長
- ・ 技術的な課題の克服が困難

(3) 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組み

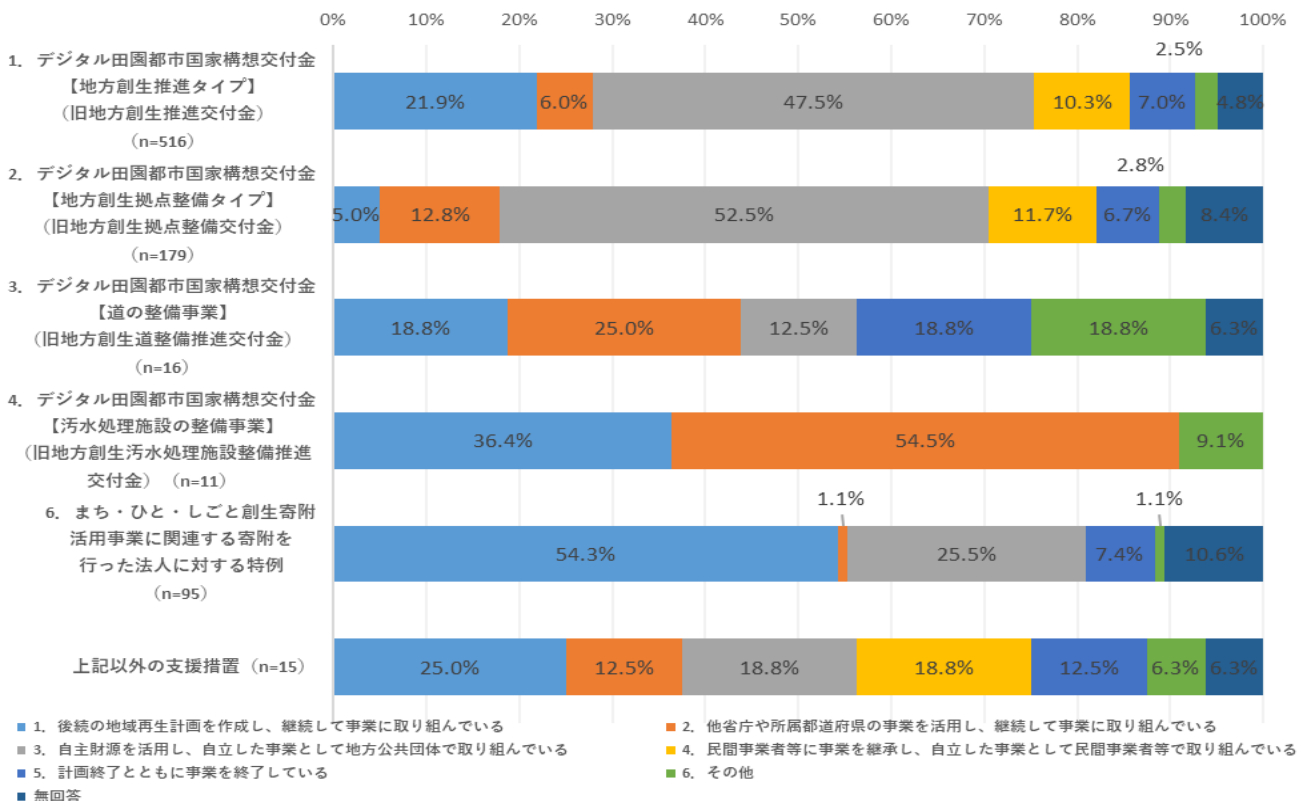
計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画について、計画期間終了後にどのように事業に取り組んでいるかをみると、「3. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」が43.6%と半数近く、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が22.4%、「4. 民間事業者等に事業を継承し、自立した事業として民間事業者等で取り組んでいる」が9.2%となっている。

これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」や「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】」では、「3. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」割合が高く、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】」、「4. デジタル田園都市国家構想交付金【汚水処理施設の整備事業】」では、「2. 他省庁や所属都道府県の事業を活用し、継続して事業に取り組んでいる」計画が多くなっている。

図表 33：認定地域再生計画の計画期間終了後の取組み



図表 34：支援措置別の認定地域再生計画の計画期間終了後の取組み



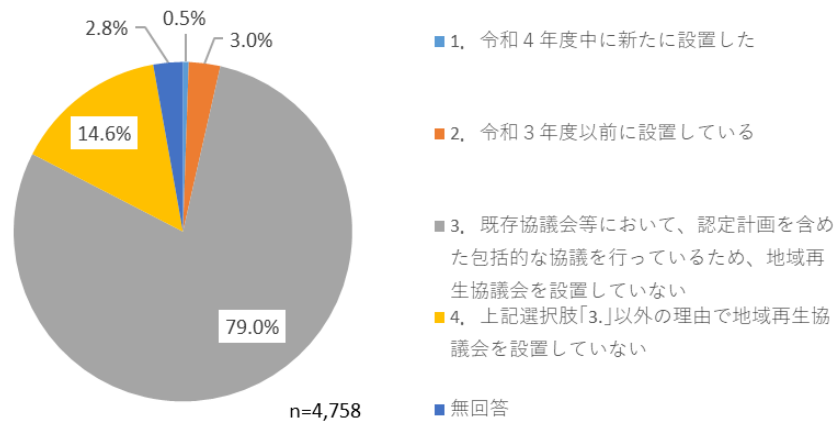
10. 地域再生協議会

(1) 認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況

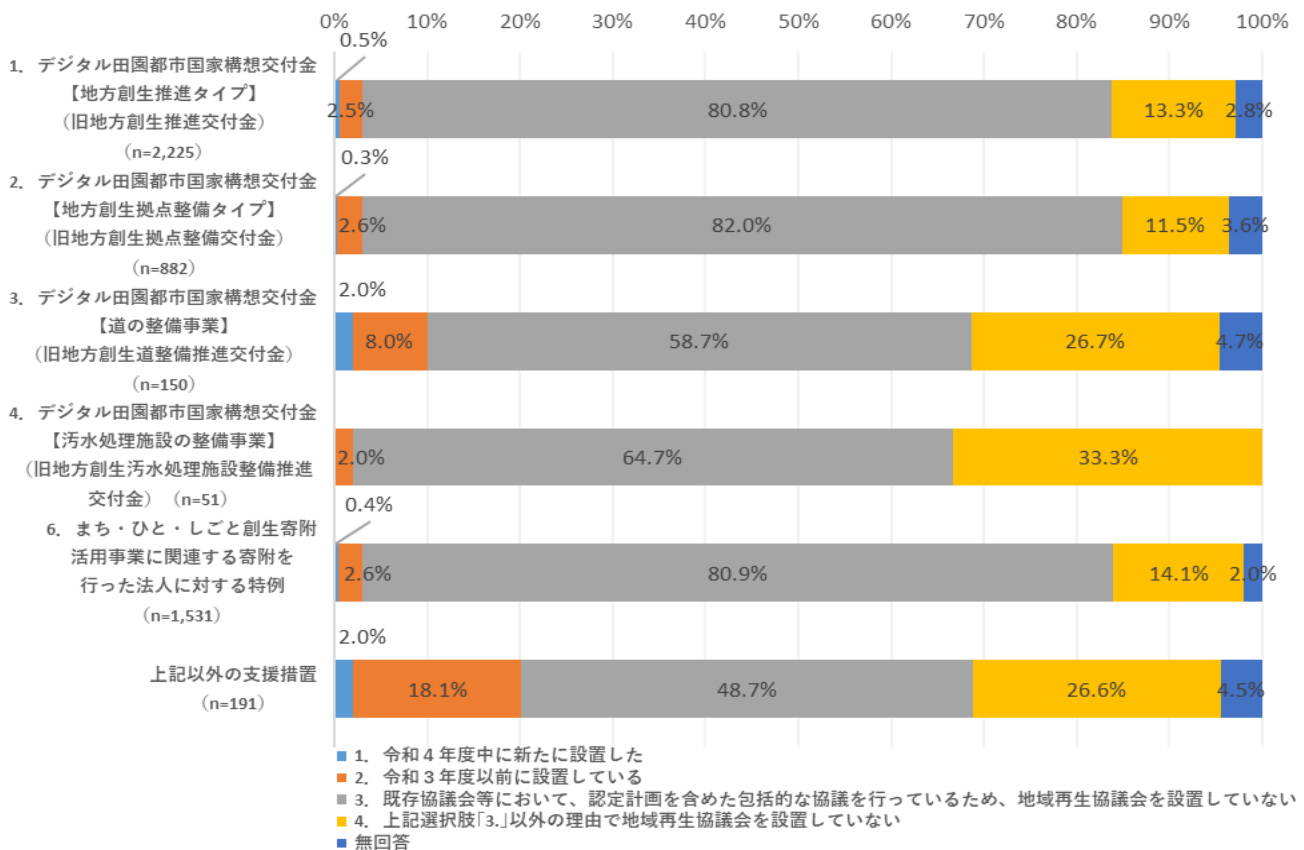
認定地域再生計画について、地域再生協議会の設置状況をみると、「1. 令和4年度中に新たに設置した」と「2. 令和3年度以前に設置している」は併せて3.5%で、「3. 既存協議会等において、認定計画を含めた包括的な協議を行っているため、地域再生協議会を設置していない」が79.0%を占めている。

これを支援措置別にみると、「1. 令和4年度中に新たに設置した」と「2. 令和3年度以前に設置している」を併せた協議会設置割合は「3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】」において10.0%を占めている。

図表 35：認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況



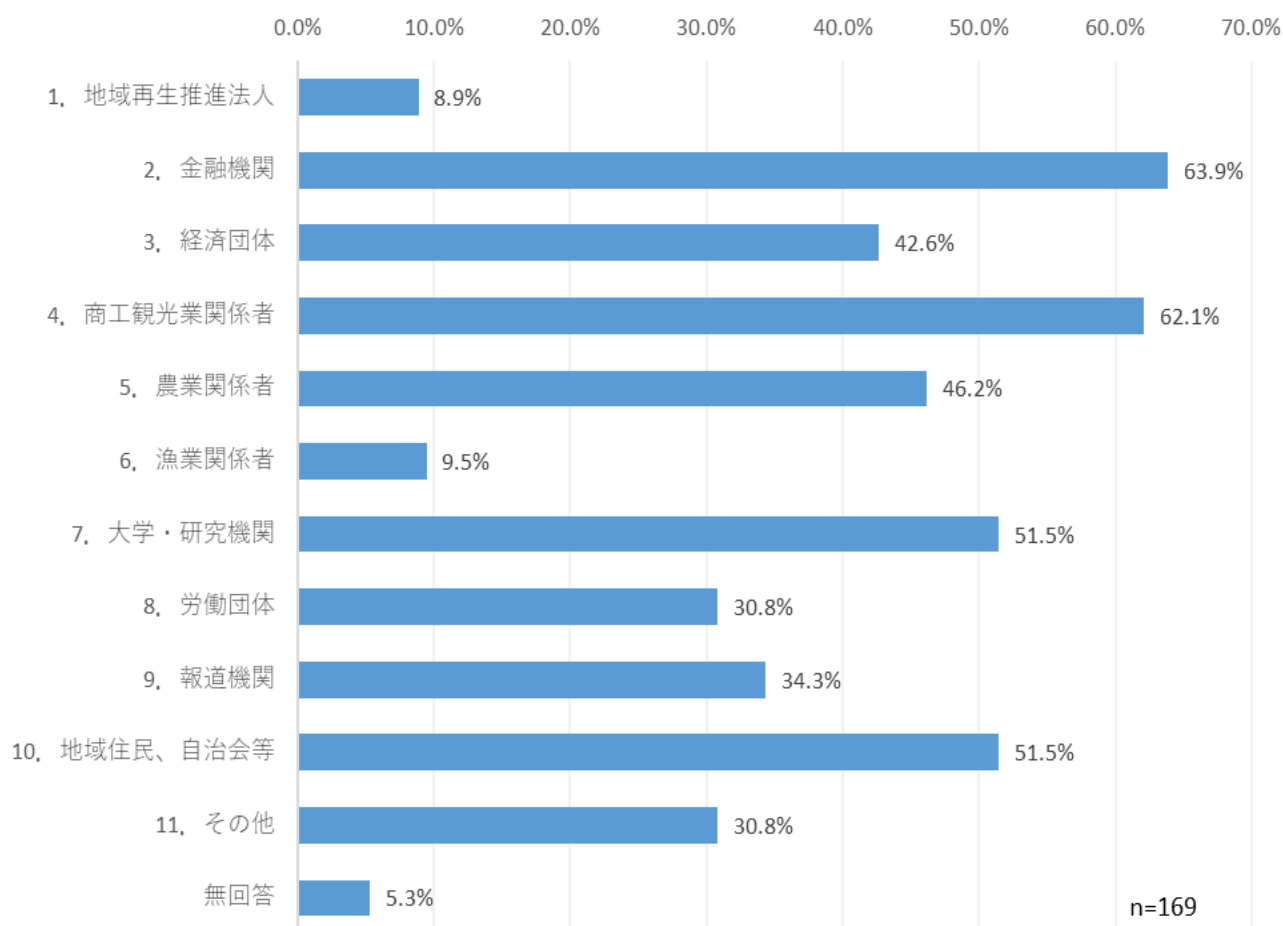
図表 36：支援措置別の認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況



(2) 地域再生協議会の構成員

地域再生協議会を設置していると回答した認定地域再生計画について、地域再生協議会を構成する構成員の属性をみると、「2. 金融機関」が63.9%で最も多く、「4. 商工観光業関係者」が62.1%、「7. 大学・研究機関」及び「10. 地域住民、自治会等」が51.5%となっている。

図表 37：地域再生協議会の構成員

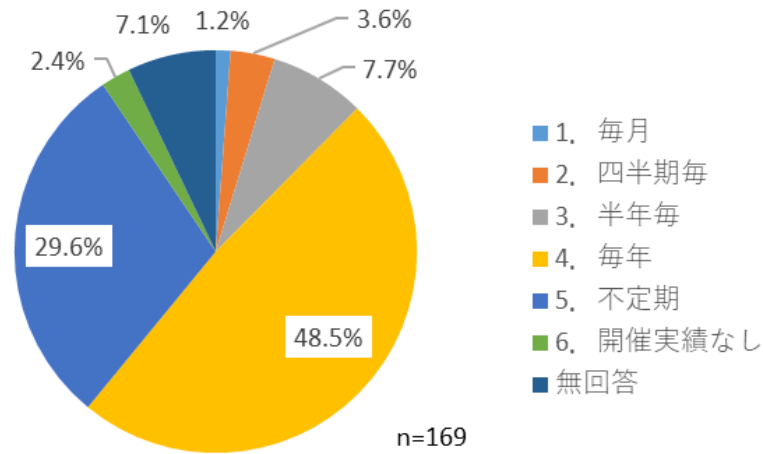


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 地域再生協議会の開催頻度

地域再生協議会を設置している認定地域再生計画について、地域再生協議会の開催頻度をみると、「4. 毎年」が48.5%で最も多く、「5. 不定期」が29.6%、「3. 半年毎」が7.7%となっている。

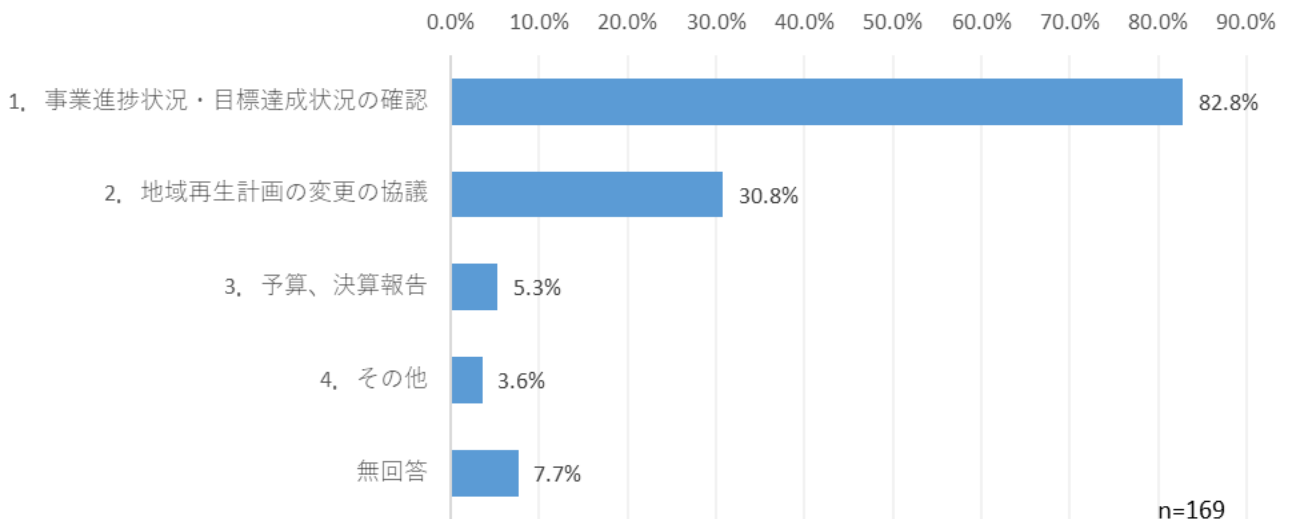
図表 38 : 地域再生協議会の開催頻度



(4) 地域再生協議会の主な議題

地域再生協議会を設置している認定地域再生計画について、地域再生協議会の主な議題をみると、「1. 事業進捗状況・目標達成状況の確認」が82.8%で最も多く、「2. 地域再生計画の変更の協議」が30.8%となっている。

図表 39 : 地域再生協議会の主な議題

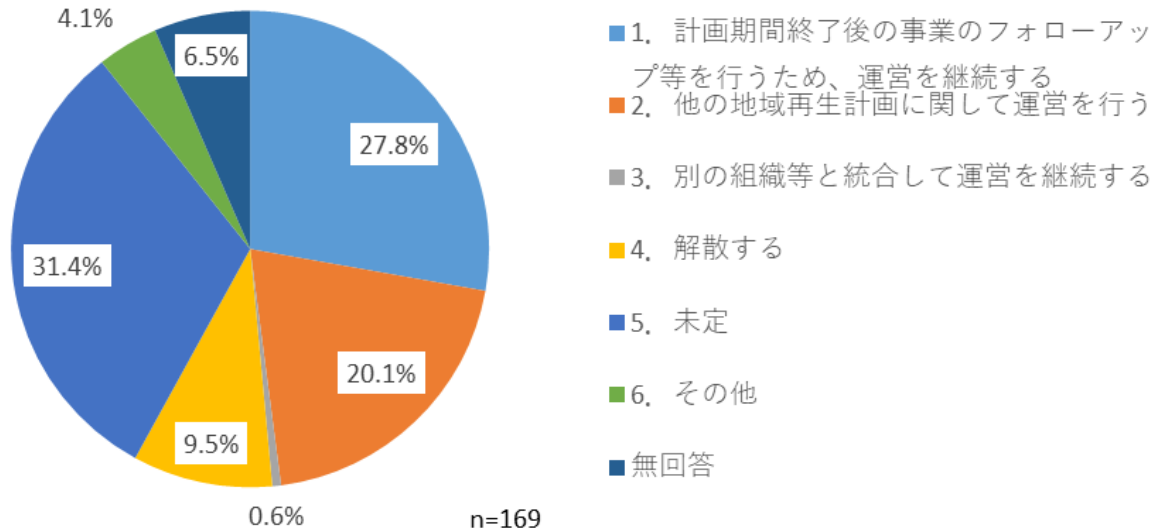


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(5) 計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針

地域再生協議会を設置している認定地域再生計画について、計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針をみると、「5. 未定」が31.4%で最も多く、「1. 計画期間終了後の事業のフォローアップ等を行うため、運営を継続する」が27.8%、「2. 他の地域再生計画に関して運営を行う」が20.1%となっている。

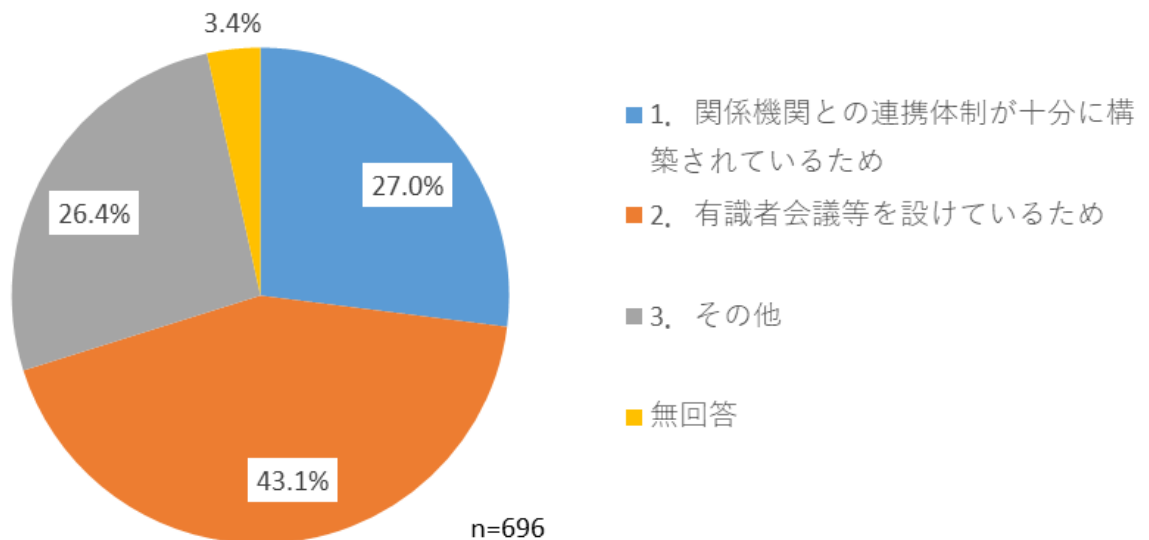
図表 40：計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針



(6) 地域再生協議会を設置していない理由

「既存協議会等において、認定計画を含めた包括的な協議を行っているため、地域再生協議会を設置していない」以外で協議会を設置しない理由をみると、「2. 有識者会議等を設けているため」が43.1%で最も多く、「1. 関係機関との連携体制が十分に構築されているため」が27.0%となっている。

図表 41：地域再生協議会を設置していない理由

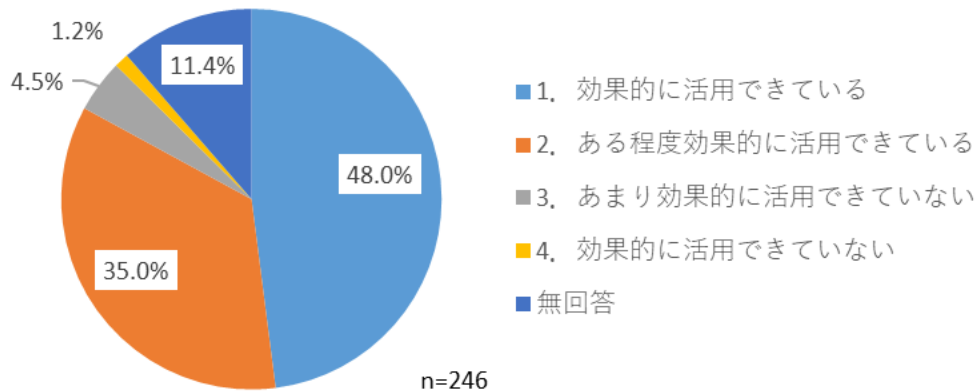


11. デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）の活用状況

(1) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）の活用状況

複数の施設（市町村道と農道、公共下水道と合併処理浄化槽等）を総合的に整備するデジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）を活用した認定地域再生計画について、交付金を効果的に活用できたかをみると、「1. 効果的に活用できている」が48.0%、「2. ある程度効果的に活用できている」が35.0%となっている。

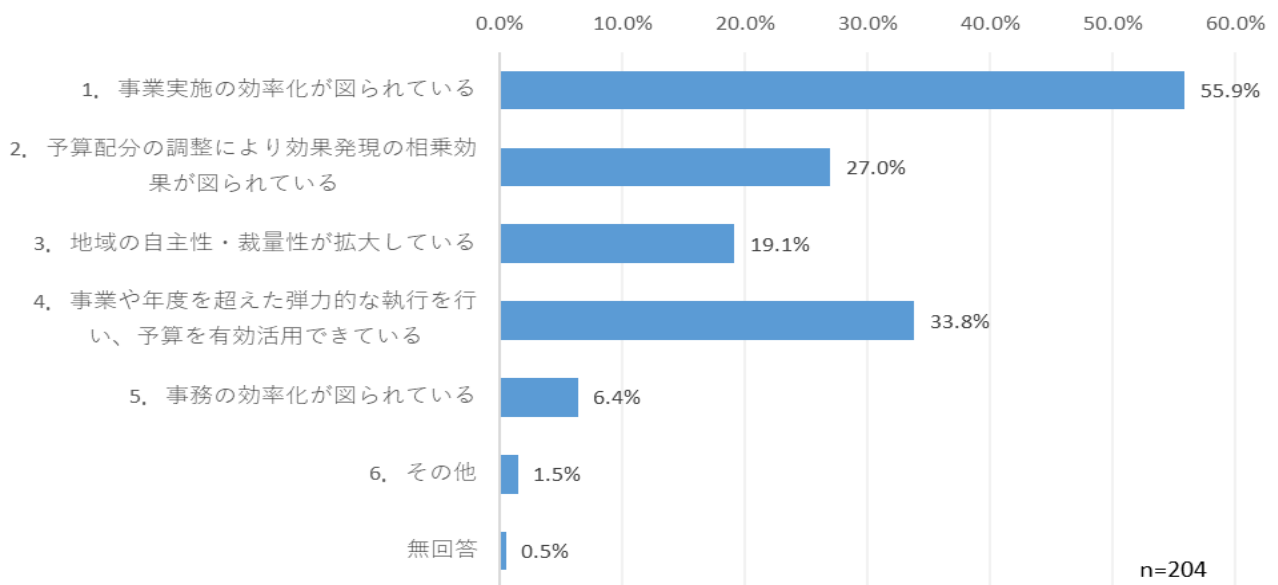
図表 42：デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）の活用状況



(2) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）を効果的に活用できた点

デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）を効果的に活用できている認定地域再生計画について、効果的に活用できた点をみると、「1. 事業実施の効率化が図られている」が55.9%で最も多く、「4. 事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できている」が33.8%、「2. 予算配分の調整により効果発現の相乗効果が図られている」が27.0%で続いている。

図表 43：デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）を効果的に活用できた点

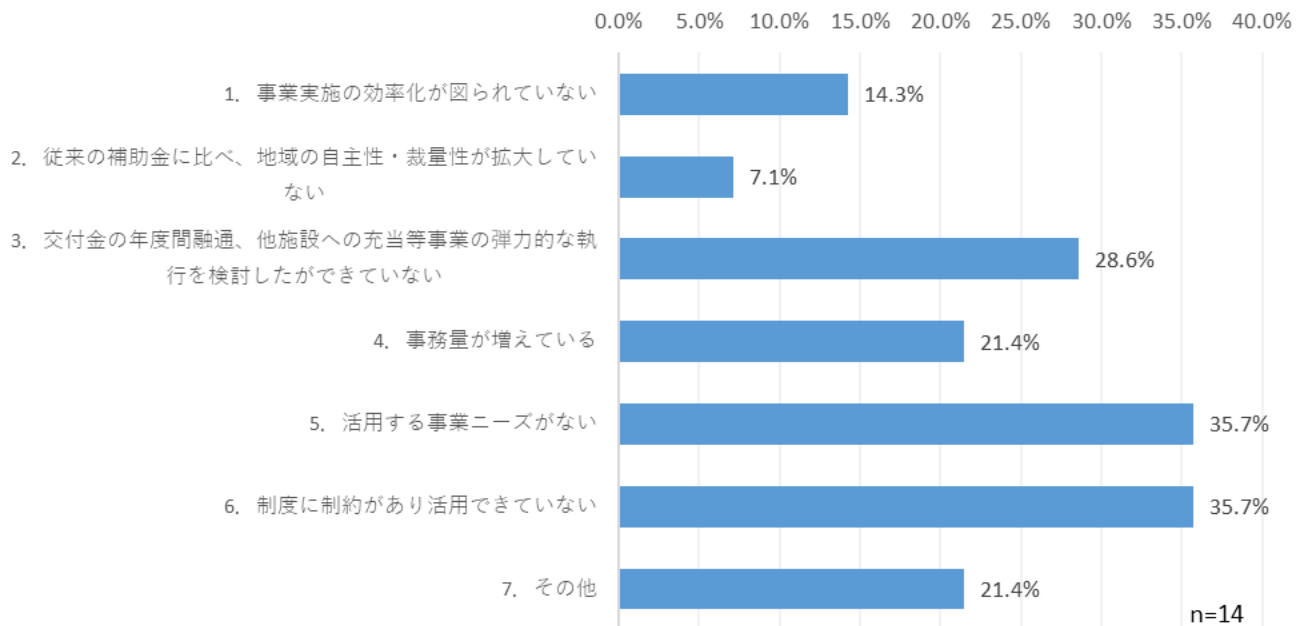


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）を効果的に活用できなかった点

デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）を活用しているが、効果的に活用できなかった認定地域再生計画について、活用できなかった点をみると、「5. 活用する事業ニーズがない」及び「6. 制度に制約があり活用ができていない」が35.7%となっている。

図表 44：デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生整備推進交付金）を効果的に活用できなかった点



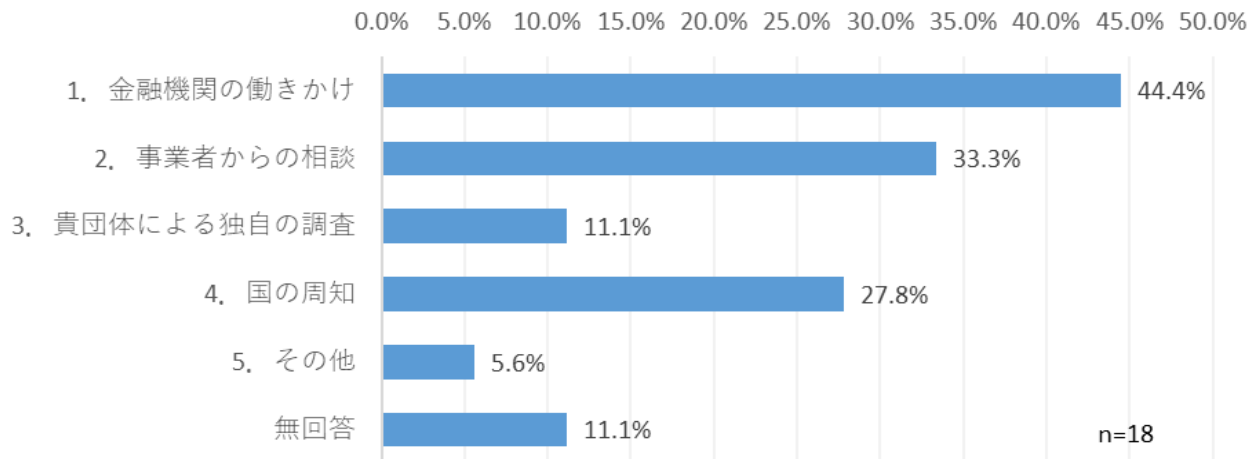
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

12. 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況

(1) 利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯

地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を活用している認定地域再生計画について、計画作成の経緯をみると、「1. 金融機関の働きかけ」が44.4%で最も多く、続いて「2. 事業者からの相談」が33.3%、「4. 国の周知」が27.8%となっている。

図表 45：利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯

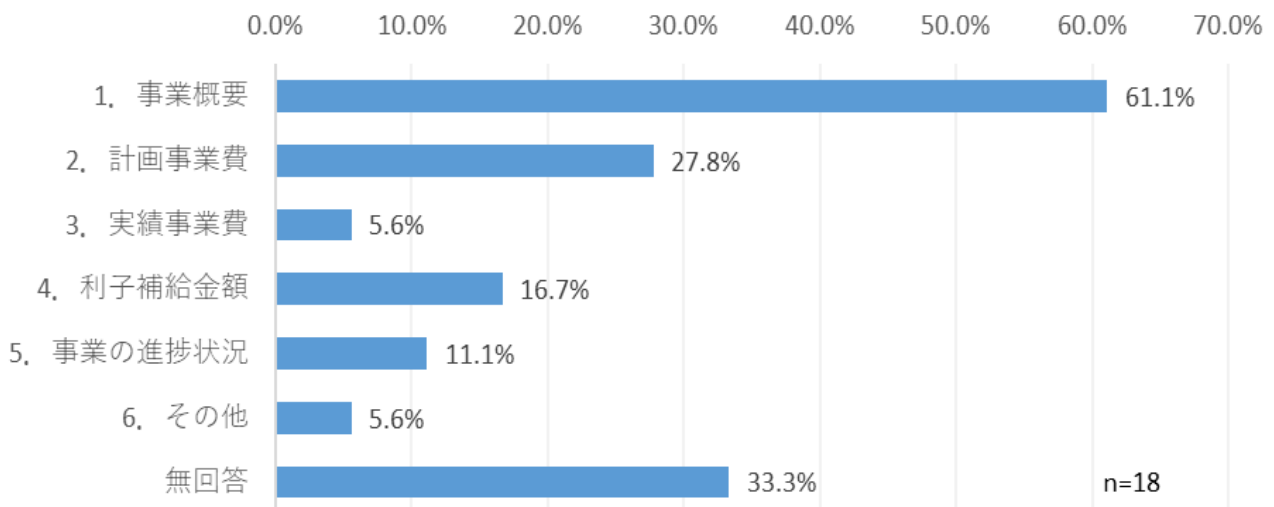


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(2) 支援措置を受けた事業の把握内容

利子補給金を活用している認定地域再生計画について、支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）認定地域再生計画の把握内容をみると、「1. 事業概要」が61.1%で最も多く、「2. 計画事業費」が27.8%、「4. 利子補給金額」が16.7%となっている。

図表 46：支援措置を受けた事業の把握内容

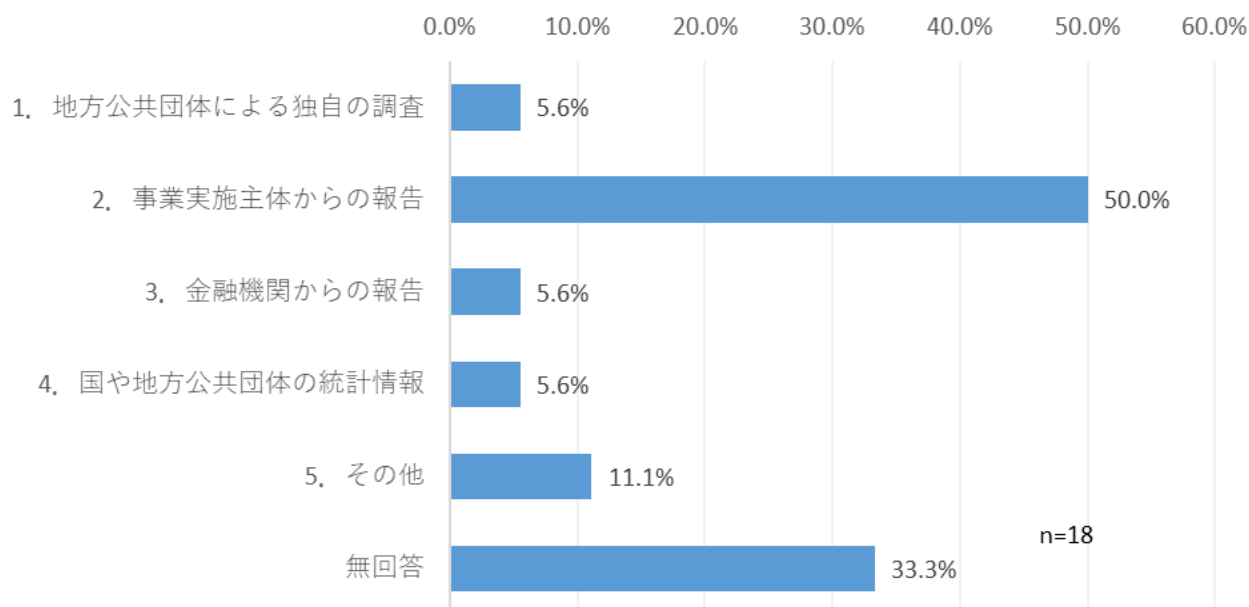


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 支援措置を受けた事業内容の把握方法

支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）認定地域再生計画について、事業内容の把握方法をみると、「2. 事業実施主体からの報告」が50.0%で最も多くなっている。

図表 47：支援措置を受けた事業内容の把握方法

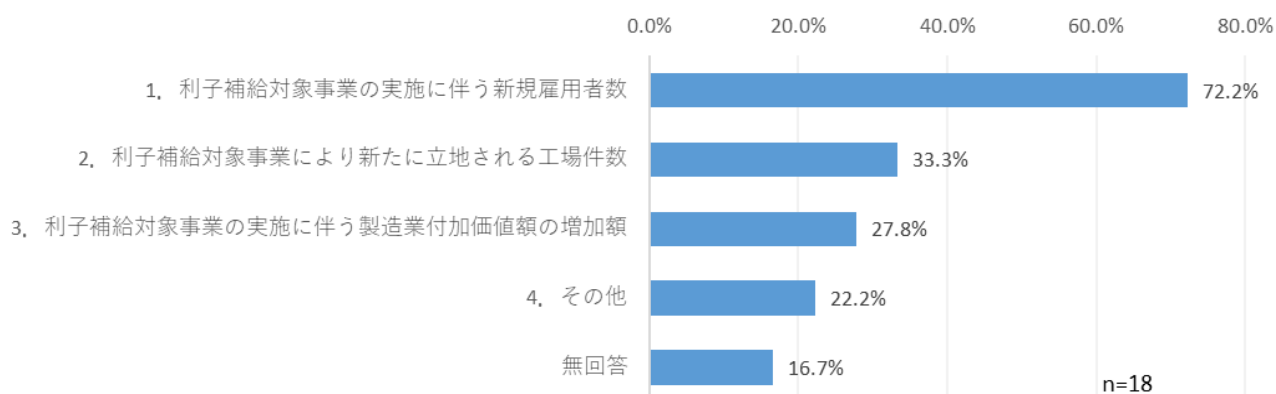


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(4) 認定地域再生計画に記載している利子補給金制度の活用における効果

認定地域再生計画に記載している利子補給金制度の活用における経済的社会的効果等については、「1. 利子補給対象事業の実施に伴う新規雇用者数」が72.2%で最も多くなっている。

図表 48：認定地域再生計画に記載している経済的社会的効果等

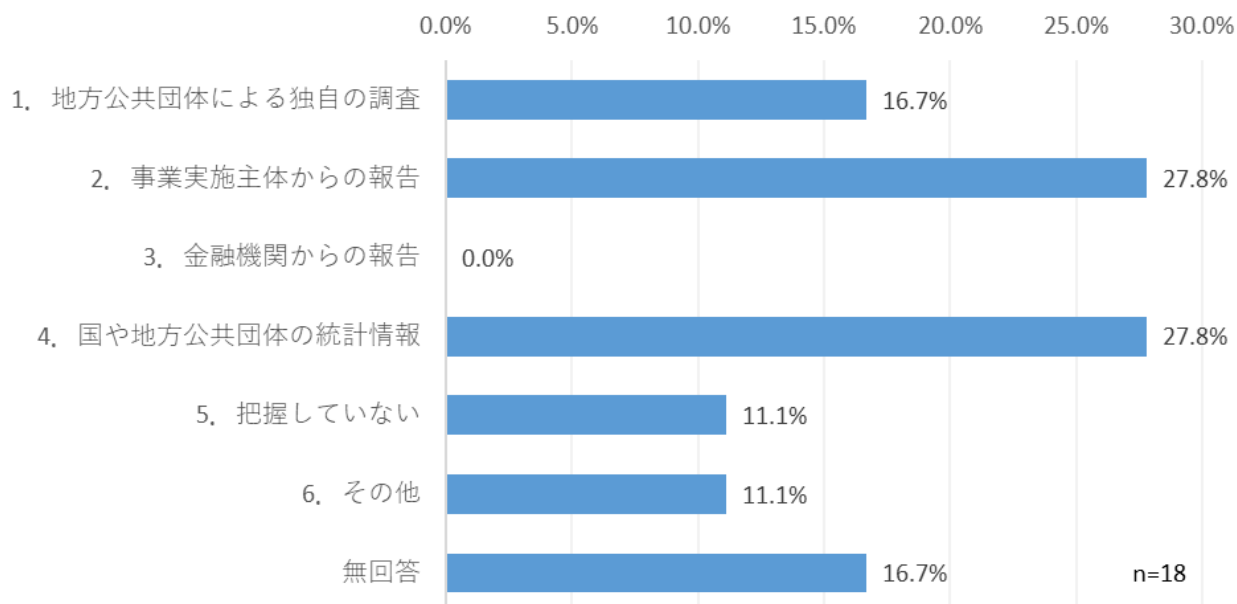


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(5) 利子補給金制度の活用における効果の把握方法

経済的社会的効果等の把握方法については、「2. 事業実施主体からの報告」及び「4. 国や地方公共団体の統計情報」が27.8%で最も多くなっている。

図表 49：経済的社会的効果等の把握方法

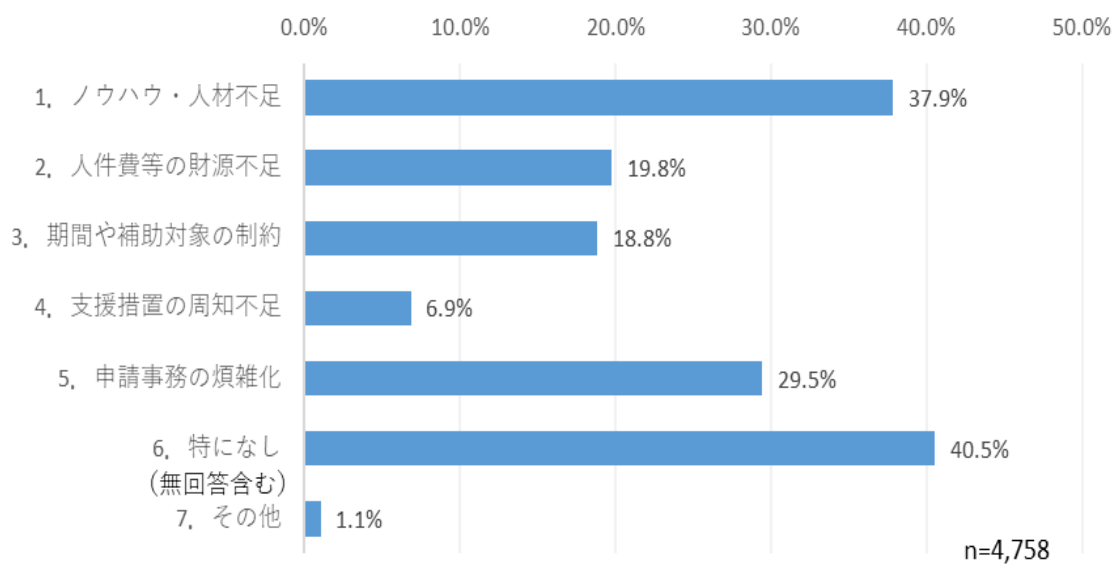


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

13. 支援措置活用の課題等

支援措置活用に当たっての課題等をみると、「1. ノウハウ・人材不足」が37.9%、「5. 申請事務の煩雑化」が29.5%となっている。

図表 50 : 支援措置活用に当たっての課題等



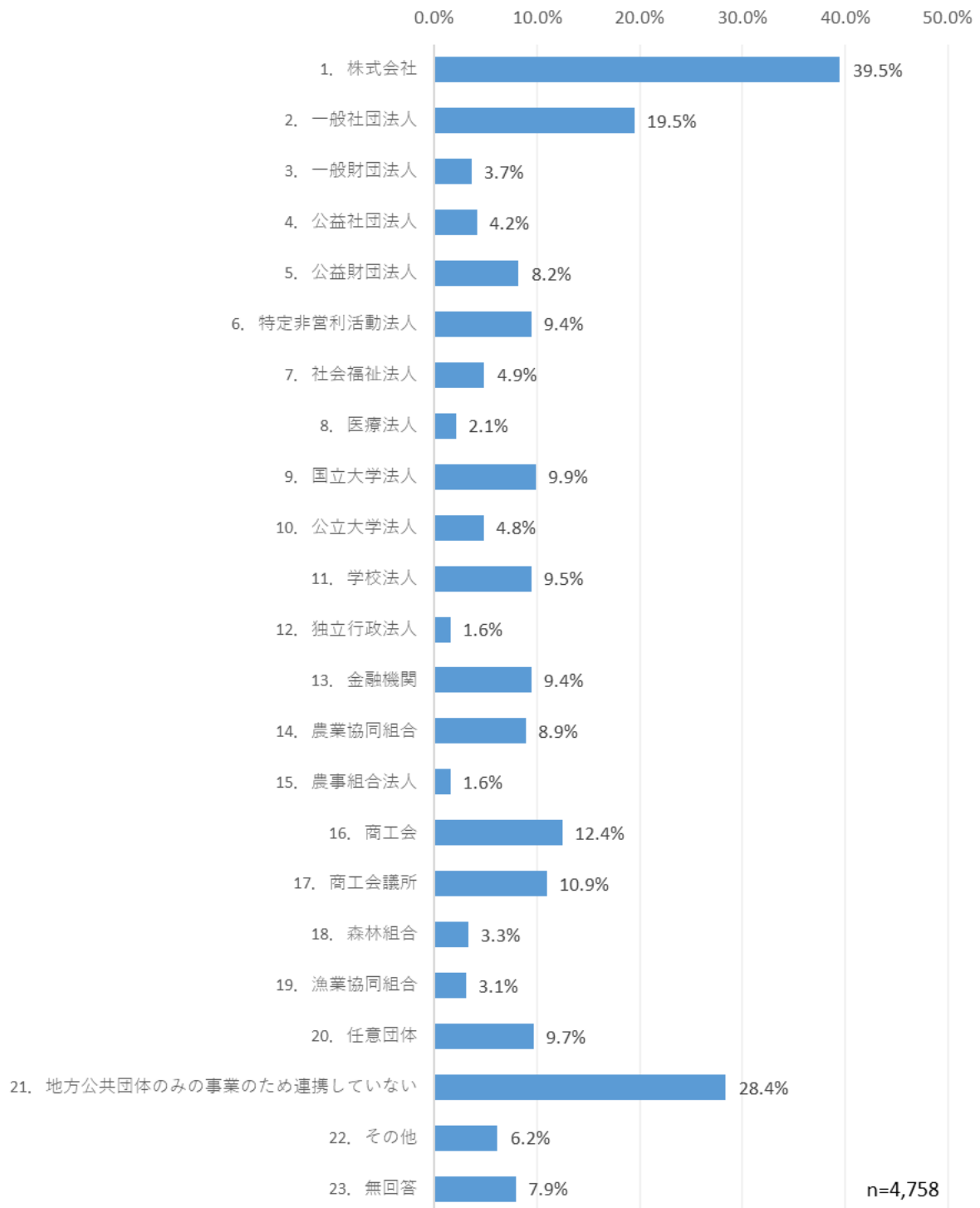
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

14. 官民連携

(1) 連携している法人格

認定地域再生計画について、連携している法人格をみると、「1. 株式会社」が39.5%で最も多く、「2. 一般社団法人」が19.5%、次いで「16. 商工会」が12.4%となっている一方、「21. 地方公共団体のみ事業のため連携していない」が28.4%あった。

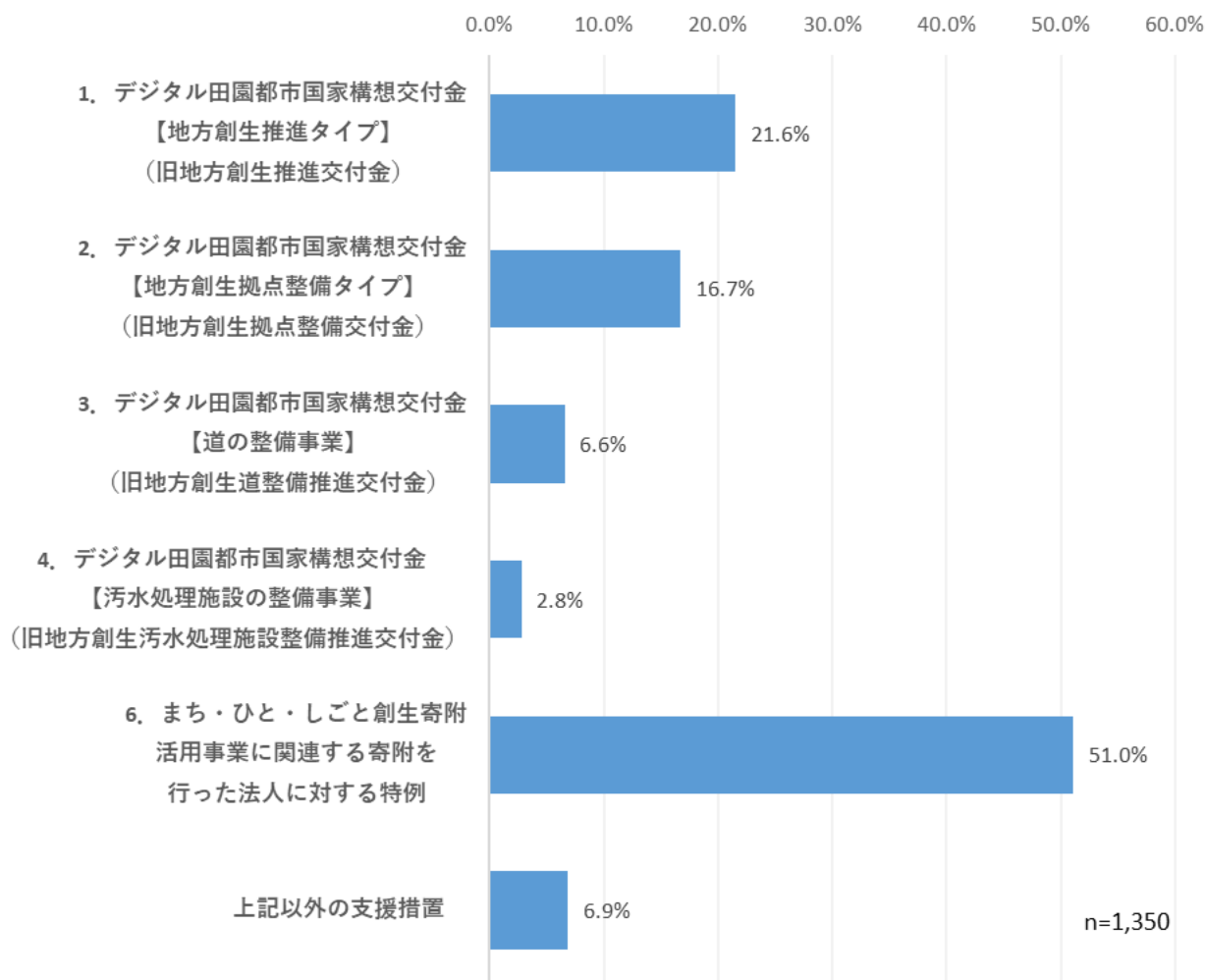
図表 51：連携している法人格



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

なお、「21. 地方公共団体のみの事業のため連携していない」を選択した地方公共団体が活用している支援措置をみると、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が51.0%で最も多く、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）」が21.6%、「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）」が16.7%となっている。

図表 52：法人等との連携をしていない地方公共団体が活用している支援措置

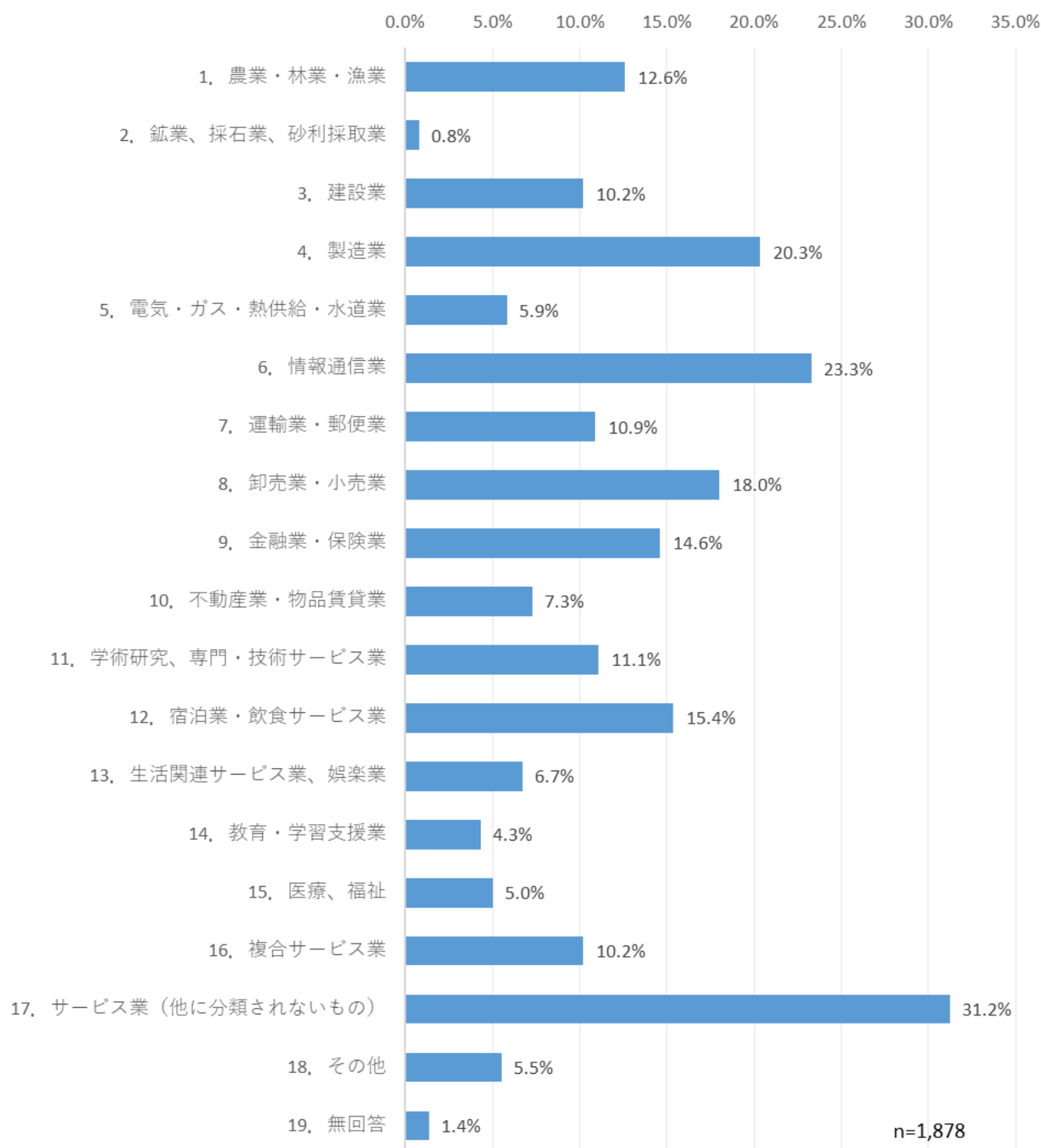


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(2) 連携している法人格が株式会社の場合の業種

連携している法人格について株式会社と回答している場合の業種をみると、「17. サービス業（他に分類されないもの）」が31.2%で最も多く、「6. 情報通信業」が23.3%、「4. 製造業」が20.3%となっている。

図表 53：連携している法人格が株式会社の場合の業種

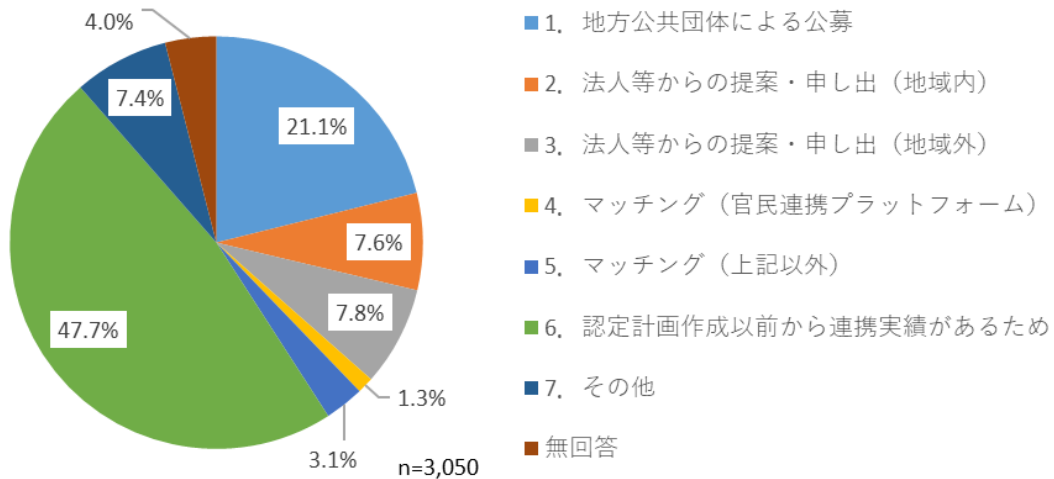


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 官民連携を伴う認定地域再生計画を作成するに至った経緯

官民連携を伴う認定地域再生計画を作成するに至った経緯についてみると、「6. 認定計画作成以前から連携実績があるため」が47.7%で最も多く、「1. 地方公共団体による公募」が21.1%、「3. 法人等からの提案・申し出（地域外）」が7.8%、「2. 法人等からの提案・申し出（地域内）」が7.6%となっている。

図表 54：官民連携を伴う認定地域再生計画を作成するに至った経緯

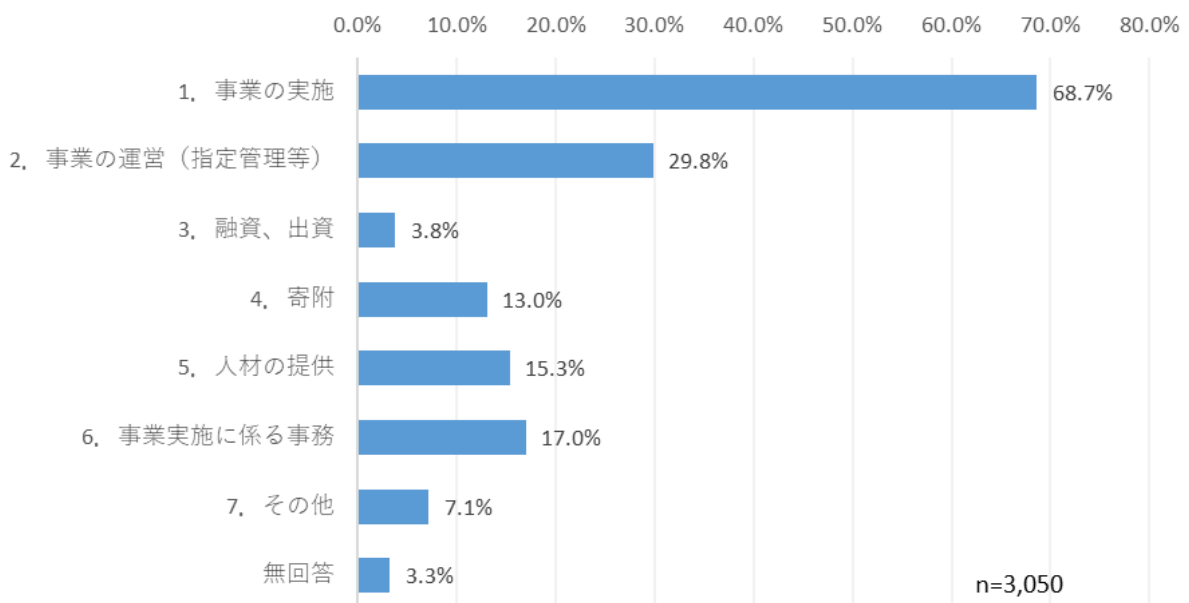


(注) 総回答数4,758件から法人等との連携をしていない場合または連携先について無回答の場合を除外している。

(4) 官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割

官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割についてみると、「1. 事業の実施」が68.7%と最も多く、「2. 事業の運営（指定管理等）」が29.8%、「6. 事業実施に係る事務」が17.0%となっている。

図表 55：官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割

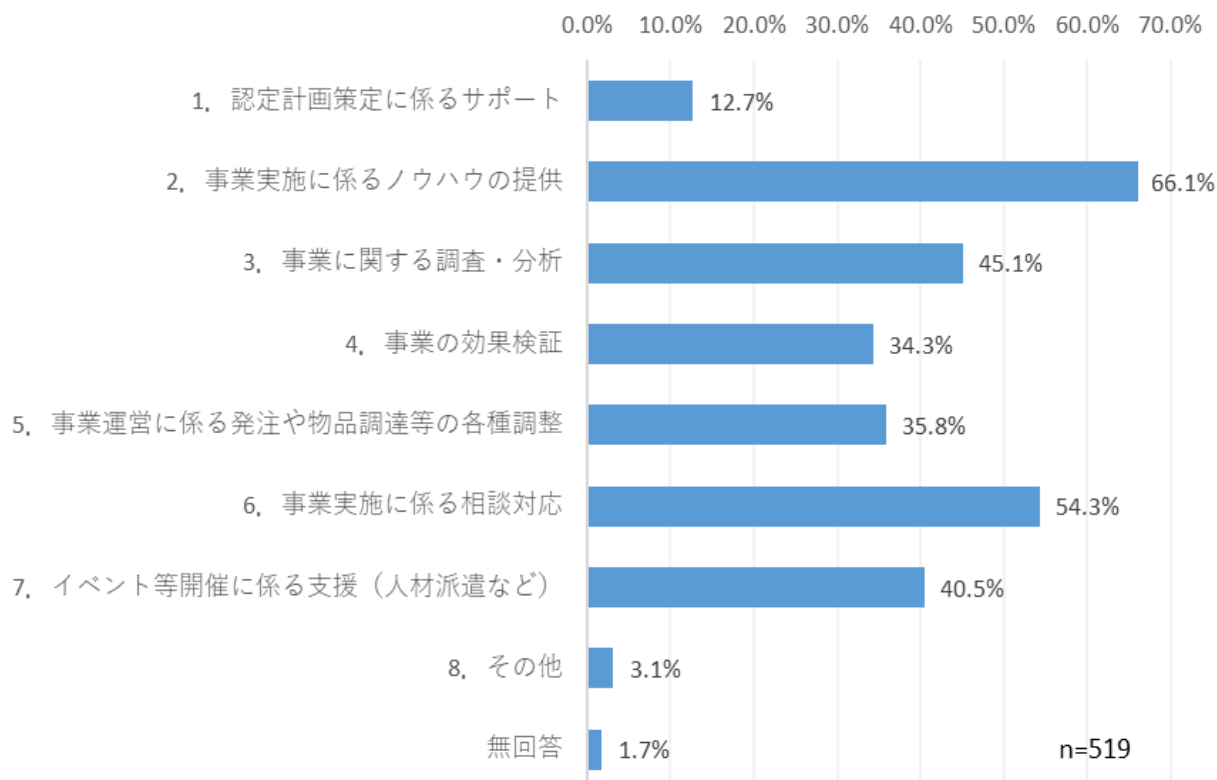


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(5) 官民連携事業において法人等の担う役割が「事業実施に係る事務」である場合の内訳

官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割が「事業実施に係る事務」と回答した場合について内訳をみると、「2. 事業実施に係るノウハウの提供」が66.1%と最も多く、「6. 事業実施に係る相談対応」が54.3%、「3. 事業に関する調査・分析」が45.1%となっている。

図表 56：官民連携事業において法人等の担う役割が「事業実施に係る事務」である場合の内訳

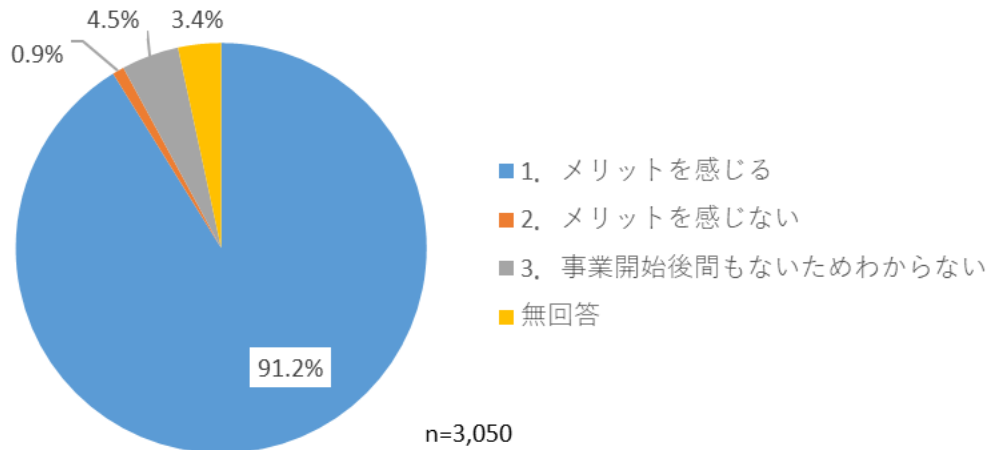


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

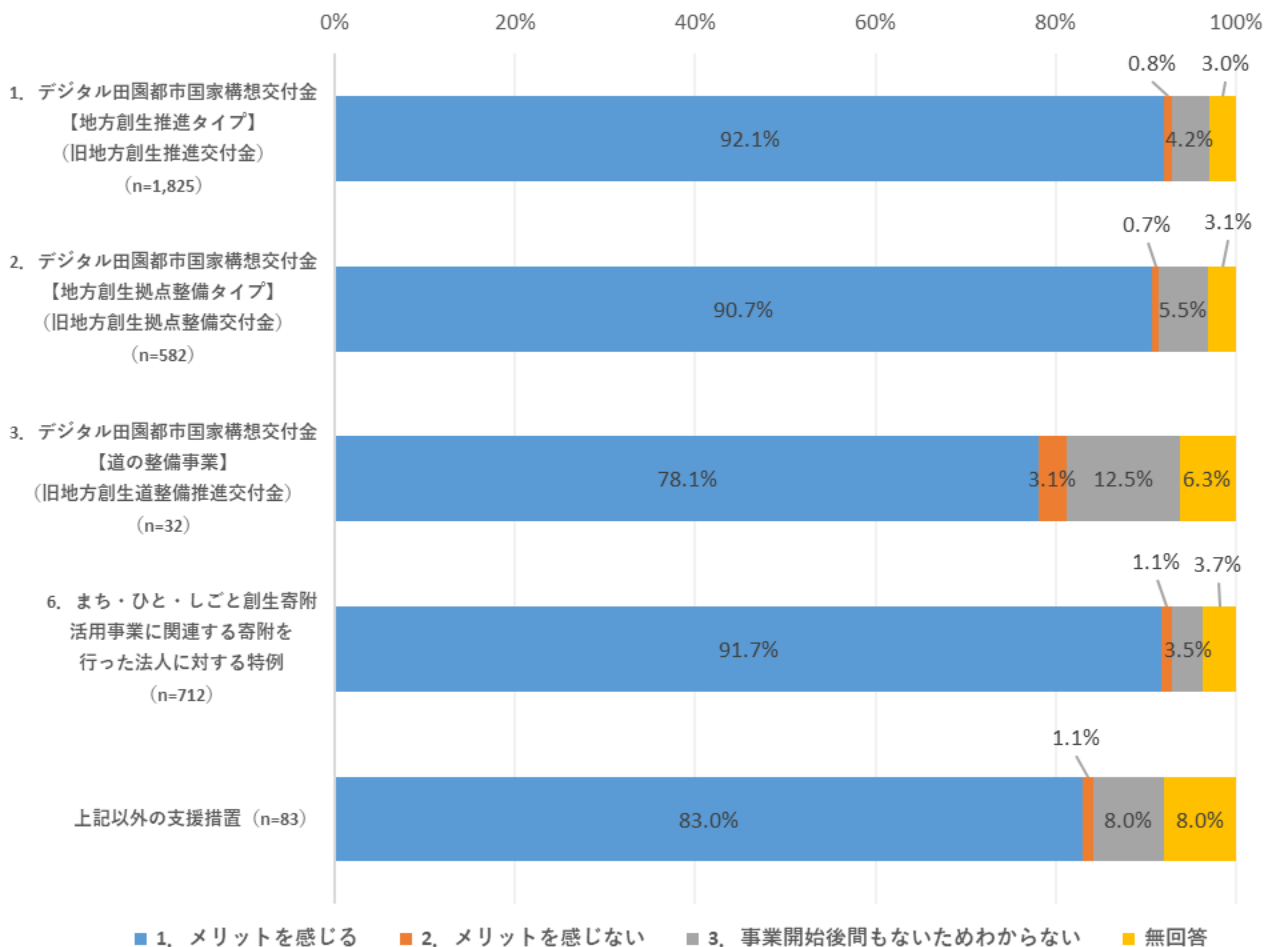
(6) 官民連携事業を行うことによるメリット

認定地域再生計画について、官民連携事業を行うことによるメリットを感じるかをみると、「1. メリットを感じる」が91.2%であり、「2. メリットを感じない」は0.9%となっている。

図表 57：官民連携事業を行うことによるメリット



図表 58：支援措置別の官民連携事業を行うことによるメリット

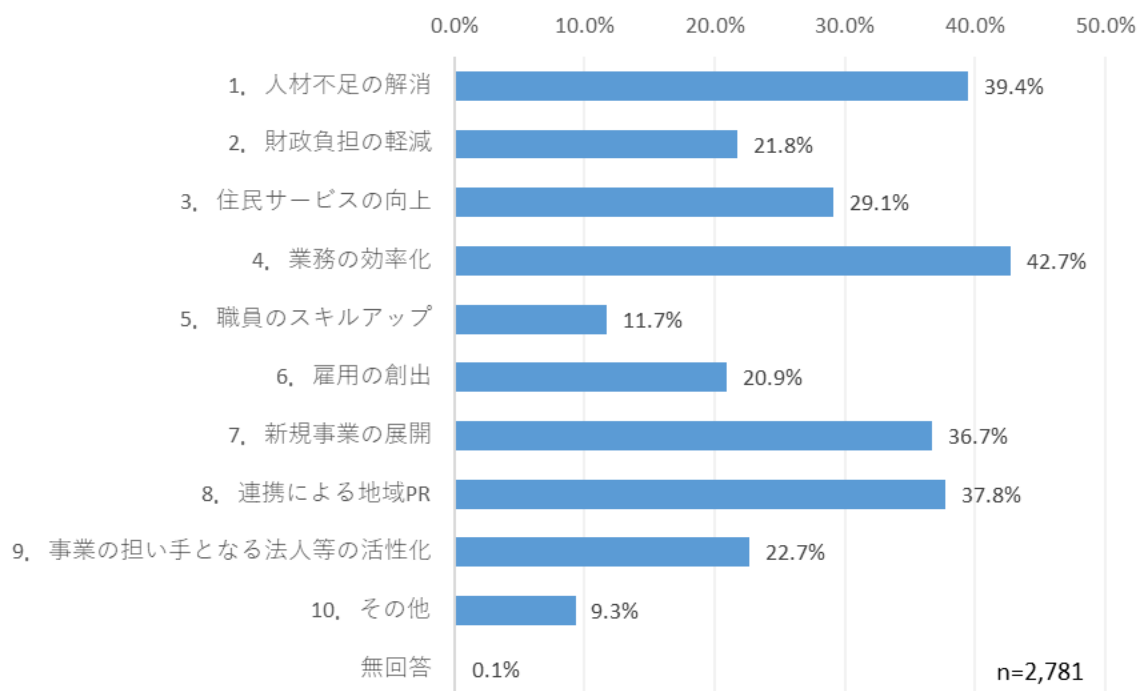


(注) 5番目に活用件数が多いデジタル田園都市国家構想交付金【汚水処理施設の整備事業】(旧地方創生汚水処理施設整備推進交付金)以下の支援措置については、回答件数が少ないため上記以外の支援措置に含めている。

(7) 官民連携事業を行うことによるメリットの内容

官民連携事業を行うことにより「メリットを感じる」と回答した認定地域再生計画について、どのようなメリットを感じるかをみると、「4. 業務の効率化」が42.7%で最も多く、「1. 人材不足の解消」が39.4%、「8. 連携による地域PR」が37.8%、「7. 新規事業の展開」が36.7%となっている。

図表 59：官民連携事業を行うことによるメリットの内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

<民間の技術の活用等>

- ・ 民間のノウハウ、新技術の導入
- ・ 企業の持つデータの活用による交通事故多発地点での事故発生要因等の分析
- ・ 情報共有による生産技術向上
- ・ AI・IoT 技術の普及促進
- ・ スマート農業技術の普及促進
- ・ 企業および学識者からの最新の知見に係る情報提供及び事業者の取組による地域における低炭素水素サプライチェーン社会実装の進捗

<事業の円滑な進捗>

- ・ 外部研究資金の獲得等による、研究開発・製品開発の促進
- ・ 連絡調整や情報共有、合意形成の円滑化
- ・ 事業実施における柔軟性とスピード感

<民間の目線による事業の実施>

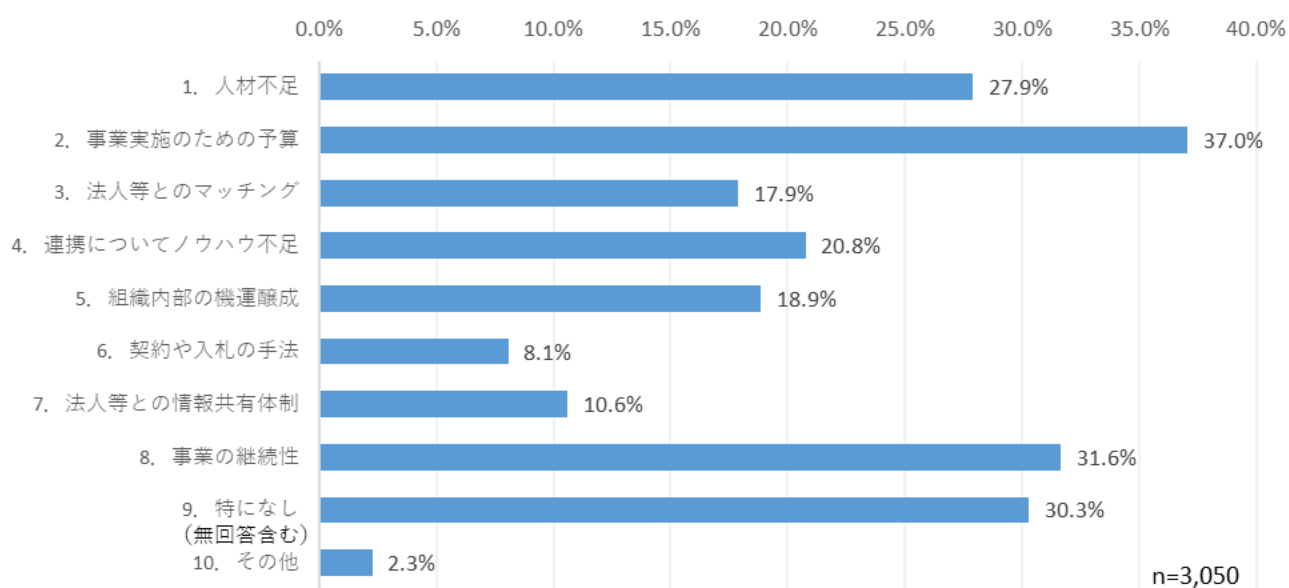
- ・ 当事者・支援者目線や民間事業者としての意見など官にはない意見の提出

- ・ 民間主体による公共的空間活用によるエリアマネジメント活動促進
- ・ 事業規模のスケールアップ
- ・ 経済団体を通じた企業への効果的な事業周知
- ・ 学術的知見の取り入れ

(8) 官民連携に当たっての課題

認定地域再生計画について官民連携に当たっての課題をみると、「2. 事業実施のための予算」が37.0%で最も多く、「8. 事業の継続性」が31.6%、「1. 人材不足」が27.9%となっている。

図表 60：官民連携に当たっての課題

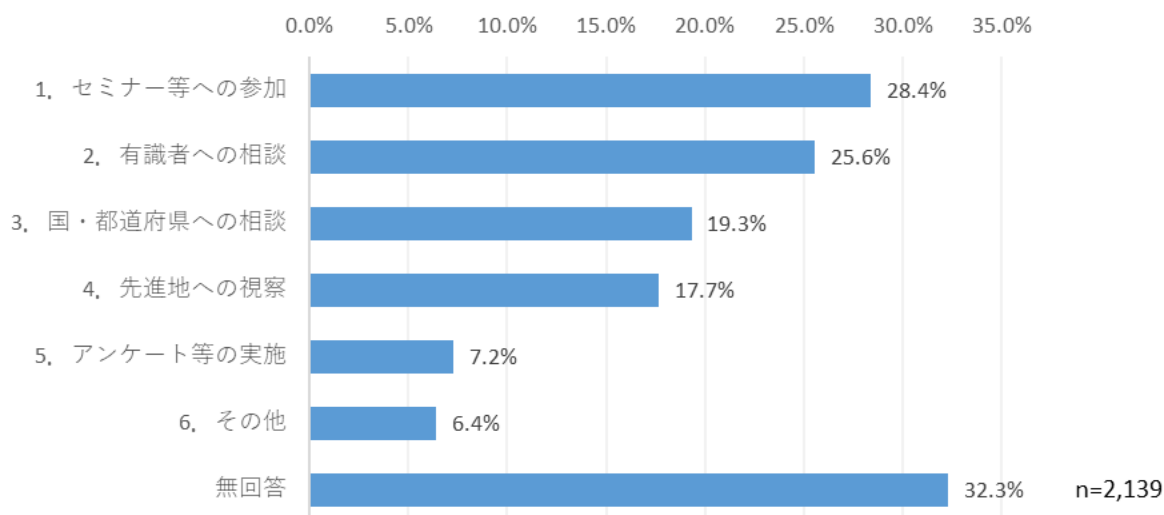


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(9) 官民連携に当たっての課題に対する対策・工夫点

認定地域再生計画について官民連携に当たっての課題をあげている場合について、課題に対する対策・工夫点をみると、「1. セミナー等への参加」が28.4%で最も多く、「2. 有識者への相談」が25.6%、「3. 国・都道府県への相談」が19.3%、「4. 先進地への視察」が17.7%となっている。

図表 61：官民連携に当たっての課題に対する対策・工夫点



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

<人材確保>

- ・ 外部人材登用制度の活用
- ・ 募集チラシやインターネット、ハローワークの活用

<財源確保>

- ・ 企業版ふるさと納税や国・県の補助事業の活用検討

<連携団体とのマッチング>

- ・ マッチング事業者の選定
- ・ 官民連携プラットフォームの活用

<情報共有体制の構築>

- ・ 合同研修会の開催
- ・ コンソーシアムの企画による研究会の定期開催
- ・ 連携団体との密なコミュニケーション（こまめな打合せやヒアリングの実施等）

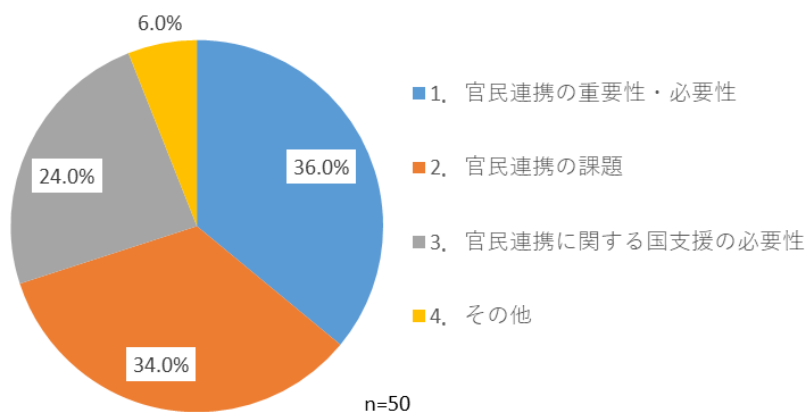
<情報収集>

- ・ 他自治体へのヒアリング
- ・ 先進事例、参考事例調査

(10) その他官民連携に関する意見等

その他官民連携に関する意見等については、回答があった 1,420 団体のうち意見の記載があったのは 50 件（同一認定地方公共団体の重複意見を除く）であり、ほとんどは意見がない状況であったが、意見があった 50 件の内容を分類・整理すると、「1. 官民連携の重要性・必要性」に関する意見が 36.0% 「2. 官民連携の課題」に関する意見が 34.0%、「3. 官民連携に関する国支援の必要性」に関する意見が 24.0%となっている。

図表 62：その他官民連携に関する意見



(注)同一団体による重複意見や無回答（特に意見なし）は除く。

官民連携の重要性・必要性に関する意見としては、「民間の法人の知見や寄付といった連携が不可欠」や「法人だけでなく地域住民の理解・協力も重要」といった意見がみられた。

一方で、官民連携の課題については、「官民連携のみを理由とした随意契約ができないこと」や「事業実施に当たって連携団体との目的意識の共有や主体性の醸成」について指摘があった。

また、官民連携に関する国支援の必要性については「国の有する企業情報の定期的な周知」「官民連携事業実施にあたっての相談窓口等の設置」についての要望があった。

具体的な主な官民連携に関する意見等は以下のとおりである。

【官民連携の重要性・必要性】

<民間との具体的な協働>

- ・ 地方創生の取り組みを推進していくためには、住民・NPO・関係団体や民間事業者等の協働が必要と考えている。
- ・ 円滑な道路整備推進のため、地元住民が「推進協議会」を立ち上げ協力いただいた。
- ・ ホテル経営等に携わっている方が当地域に移住していることから、施設改修工事の設計段階から参加いただいている。また、施設完成後は効率的な施設経営について経営指導に当たっていただいている。
- ・ 名産品であるそばを観光振興・農業振興につなげるため、地元そば店や愛好家が立ち上げたそば協会が交付金で整備したそば打ち体験場の運営に参画し講師などを務めている。同協会はそばまつりの開催やそば券の販売など様々な振興策を実施していることから、施設整備後に連携した取り組みを展開することが可能になった。

<官民連携の重要性>

- ・ 官民連携に関しては、企業版ふるさと寄附金の拠出以外にも、環境美化等各要素事業における人材提供や情報発信など、互恵関係を構築できるため有益である。
- ・ 健康経営の推進は、協会けんぽ等、様々な事業者が主体となって行っているため、連携は不可欠である。
- ・ 自治体経営資源が減少するなかで民間法人等との連携の必要性を強く感じている。
- ・ お互いの特性をいかしたウィンウィンの関係が構築できれば、地域活性化への取組みにつながる。

<官民連携を推進するための工夫>

- ・ 企業版ふるさと納税の企業等からの寄附申し出を効果的に進めていくため、官民連携に関する知見を有する企業（中間支援団体等）と連携している。
- ・ 地方創生事業を積極的に推進するため「地方創生顧問」を委嘱し、民間企業との連携強化を図っている。企業版ふるさと納税やゼロカーボン関連事業の推進につながっていることから、今後も官民連携を推進し、地域課題の解決を図っていきたい。

<今後に向けて>

- ・ 外国人雇用に関する事業は、地元企業の理解や取組が必要であり、市内企業等と関係性を持つ団体等との連携は今後とも積極的に実施していきたい。
- ・ 今後、村の目標を官民で共有し、連携して各事業に取り組んでいく必要がある。
- ・ 本市と包括連携協定をおこなう企業が少しずつ増えてきており、官民連携が地方においても浸透してきていることを実感している。
- ・ これからは官民だけでなく、地域住民との連携・協力の必要性が増してくると思われる。同時にデジタルリテラシーの向上もこれからの事業実施には必須と思われる。
- ・ 空き家対策及び関係人口施策事業において官民連携事業を計画しているため、本計画に関する取り組みを今後検討していきたい。

<その他>

- ・ 収益性向上につなげる施設とするため指定管理者制度による連携を図った。
- ・ 事業展開に多様性と話題性が生まれた。
- ・ 県内への移住就業検討者に対し、効果的な支援を行うため官民連携を検討した。

【官民連携の課題】

<事業推進体制>

- ・ 人口減少、高齢化が進んでいる中、事業継続に向けた事業推進体制の構築が難しいと感じる。
- ・ 認定計画に基づく当該事業は、特定分野に限定したものではなく、まちづくりという大枠における共通の体制づくりを行うものである。市民や民間企業が地域課題を自分ごととして捉え、行政とともに協働・解決していく上で、各々の意識改革、そして持続可能な体制構築を進める必要がある。

<連携先民間事業者の確保>

- ・ 連携して事業に協力していただける民間団体・事業者を探すことが難しい。

- ・ 連携を図る民間事業者が少ない。

<官民連携に当たってのノウハウ不足>

- ・ 職員数の減少や、施設の老朽化など、下水道事業の課題解決のため、官民連携の必要性は認識しているが、どのように進めてよいか分からない。
- ・ 官民のリスク分担や民間事業者の参入に向けたインセンティブの設定の仕方に関するノウハウがない。
- ・ 官民連携に取り組みたいという思いは担当者としてあるが、人手もノウハウもないため取り組めていない。
- ・ 規模が小さな自治体は人材が不足しているため官民連携を進める余裕がない。

<組織内又は協力先との意識の醸成>

- ・ 組織全体での官民連携の理解不足が課題である。また、複雑化・多様化する地域での課題が増え続ける一方で、庁内の限られたリソースのみで解決しようとする幹部職員のマインドセットを刷新することが重要。
- ・ 県内産業や地域の活性化を図るため、知的資源や幅広いネットワークを有する大学を核に産学金労官が連携して産業人財育成・確保の取組を推進していく必要があるが、各団体に主体性をもってプロジェクトに参画してもらうための仕掛けに難しさがある。

<手続き上の課題>

- ・ 官民連携そのものが随意契約の理由とならないため業者選定手続きが困難となることがある。
- ・ 民間企業から事業の提案を受けた場合でも、受託事業者は公募等により決定する必要があるため、当初提案をいただいた民間企業と契約に至らない可能性があることを理解してもらう必要がある。
- ・ 民間企業から様々な制度を活用した事業について提案を受け事業検討を進めるが、最後に本契約から事業執行に至る部分における随意契約の問題が大きく、事業スピードが遅れる。

<その他>

- ・ 官民連携について広く周知・認知してもらう工夫が必要と感じる。
- ・ 国内の宇宙産業は国や JAXA が多くを担っており、民間による宇宙ビジネスや市場規模は発展途上である。今後、JAXA と民間企業の連携による新たな取組の創出や受発注の促進等が必要。
- ・ 全国に点在する市町村が県境の枠を超えて官民連携による組織的な事業を展開するためには歳月を有するほか、核となる新たな組織の構築が必要。
- ・ 事業実施の目的等をしっかり共有して進めていくことが重要だと考える。

【官民連携に関する国支援の必要性】

<情報の共有>

- ・ 地域課題解決に取り組んでいるベンチャー企業は多数あるが、手を組むにあたり信用できる企業なのか判断が難しい。国がその選定やリストアップをして欲しい。

- ・ 企業版ふるさと納税で寄附につなげるには、企業との連携が必須であるが、企業が求める連携事業の情報収集が出来ていないため、内閣府で把握した企業情報を定期的に周知して欲しい。
- ・ 共通プラットフォームは、地方自治体にとって企業と接触する貴重な機会なので、今後も継続して運営していただきたい。
- ・ 今後、官民連携への取組を検討していきたいので、参考となる情報が欲しい。

<相談先の紹介>

- ・ 官民連携についての具体的な事業実施におけるノウハウ等を持ち合わせていないため、なかなか推進するに至らない。相談窓口等があれば相談し推進できるのではないかと感じる。

<制度の認知度の向上>

- ・ 企業版ふるさと納税の制度は、上場企業などの規模の大きな企業では把握されているものと思われるが、それ以外の企業の認知度は高くない。より多くの企業に企業版ふるさと納税制度が周知されれば官民連携の件数や事業の幅も広がっていくと思われるので、内閣府から全国の金融機関や税理士協会へ制度内容の周知をお願いしたい。

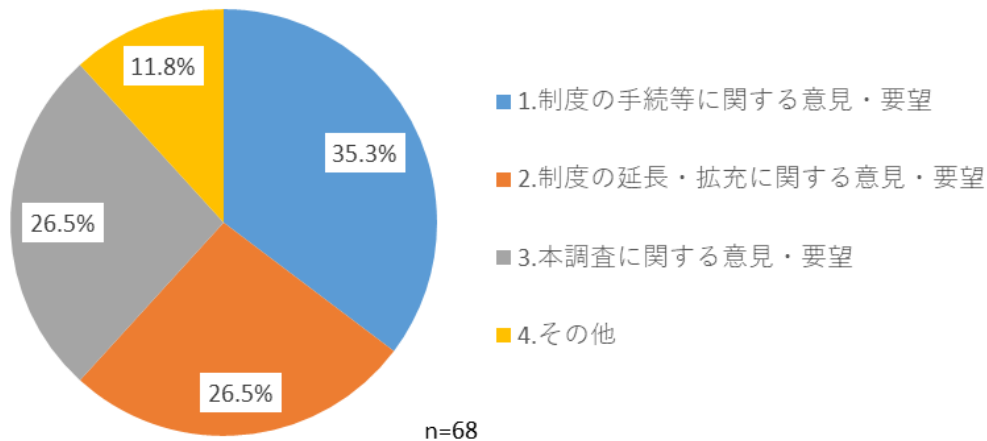
<予算的措置の必要性>

- ・ 地域再生に取り組むに当たっては、人材、資金等の面で行政だけで実施することは難しく、民間と連携し、より効果の高い事業を実施する必要があると考えており、地域再生計画とともに各種支援制度（交付金等）により支援して欲しい。
- ・ 官民連携を積極的に推進してきたが、数年たって継続しているものはほとんど無くなっている。官民連携の多くが予算確保ありきの事業につながっていると感じる。実証実験から始まることは良いと思うが、継続していくための予算確保が困難であるため、そうした支援措置の創設を望む。
- ・ 官民連携に係る補助金の充実。
- ・ 官民連携を実施する事業者に対する国からの支援。
- ・ 官だけでは解決できない問題に対して、民間が持っている技術やノウハウを活用して対応していくことは、今後ますます重要になると考えており、引き続き、官民連携の取組を支援するデジタル田園都市国家構想交付金等の予算確保をお願いしたい。

15. 地域再生制度全般への意見・要望

回答の提出があった1,420団体から68件の地域再生制度全般への意見・要望が寄せられた（同一認定地方公共団体の重複意見を除く）。その内容を分類・整理したところ、「1. 制度の改善に関する意見」が35.3%、「2. 制度の延長・拡充に関する意見」が26.5%、「3. 本調査に関する意見」が26.5%となっている。

図表 63：地域再生制度全般への意見・要望



(注)同一団体による重複意見や無回答（特に意見なし）は除く。

制度の手続き等に関する意見としては、「制度が多種に渡り複雑であり、効果的な活用が難しい」や「地域再生計画の申請書類を簡素化してほしい」といった指摘が見られた。

一方で、制度の延長・拡充に関する意見として、「交付金制度や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続」、「条件不利地域や過疎地域に対する一層の支援」について要望が寄せられている。

また、本調査に関する意見として、「交付金活用事業に関して別途実施している調査との内容調整」や「質問項目数の削減により負担軽減」について要望があった。

具体的な主な意見・要望は以下のとおりである。

【制度の手続き等に関する意見・要望】

<制度に関する意見・要望>

- ・ 制度を活用した交付金等が多分野にわたるため、各部署で地域再生制度への理解やノウハウの蓄積がないため、事業に活用できていない。
- ・ 申請手順や申請書類を含む制度全般が複雑であるため、地域再生担当課から事業課へ周知しても活用につながらない。事業課にも理解しやすいような制度改善をしていただきたい。
- ・ 制度の肥大化、複雑化を何とかしてほしい。本町のような小さな自治体では、担当が1名～2名程度しかおらず、人事異動もあり、知識の伝達は難しく、制度の全容をつかむことは困難。
- ・ 制度が煩雑である。特定の交付金交付のために全体的な計画を立てざるを得なく、非常に非効率的な制度である。議会説明も困難を極めるため、誰もが分かりやすい制度を考えら

れないか常日頃から疑問を感じる。地域再生という言葉は持続的発展と比較するとマイナスイメージがある。

- ・ 国から地方自治体へ策定を求められている計画が乱立している中、地域再生計画のあり方について抜本的な見直しが必要。

<手続き上の要望>

- ・ 地域再生計画と支援措置の事業計画の変更、軽微変更などの基準が別々の事務連絡で通知され、さらに複雑であるため手続きが必要か否かの判断が難しく感じる。フローチャートのようにまとめてあれば、事務担当者が初めて事務に携わる場合でも判断がスムーズになり、地域再生制度を利用しやすくなるのではないかと。
- ・ 地域再生計画の新規申請に係る書類を簡素化していただきたい。事業評価の頻度を減らしていただきたい。（現状では短期間で事前、期中、完了後の3回評価を実施することとなり業務負担が大きい。）2箇年国債の制度の導入を検討していただきたい。
- ・ 当初計画したKPIを変更することのハードルをもう少し低くしていただきたい。

<スケジュール>

- ・ 事業実施は手続きや関係団体との連携などに時間を要すことや、予算の確保については、議会開催時期は限られていることから、国の制度改正や決定事項など、早めに知らせてほしい。
- ・ 地域再生計画の認定・変更の場合の認定申請の時期や受付期間を柔軟化していただきたい。

<事例の提供、研修の実施>

- ・ 地域再生計画の認定申請の際に、各支援措置の簡易な説明や活用事例等が示されたものがあればより活用しやすくなるのではないかと。
- ・ 地域再生計画を策定するにあたり、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生道整備交付金）において認定された、地域再生計画などの事例を公表いただき、次期計画策定の参考にさせていただきたい。
- ・ 地域再生制度全般に関する知識が不足しているため、特に地域再生計画に係る研修等を実施していただきたい。

【制度の延長・拡充に関する意見・要望】

<まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例>

- ・ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例の期限は令和6年度とされているが、企業からの寄附も全国的に増えており、今後ますますの活用が見込まれるため、制度の延長を要望する。
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の令和6年度末の適用期限後については、現行の特例割合を維持した上で、期限延長や恒久措置化も視野に検討し、早期に方針を示してほしい。
- ・ 企業版ふるさと納税の受け入れるための地域再生計画作成は「不要」としてほしい。現状、企業版ふるさと納税の受け入れにあたっては、各自治体の地方版総合戦略を元に「地域再生計画」を策定し内閣府から認定を受ける必要がある。地方版総合戦略はどこの自治体も策定しているため、地方版総合戦略の内容を「地域再生計画」としてみなすことが可能になれば、地域再生計画の申請や計画の変更手続き等に係る事務が不要になり地方自治体の

業務負荷が減る。また、全自治体で寄附の受入れが可能となるため、企業の選択肢が広がり寄附額の増加につなげることができる。

<地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例>

- ・ 地域再生計画で活用できる「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例」について、地方における就業機会の創出のため、大都市にある企業が遠方の地方へ移転が進むよう、大都市からの移動や輸送に要する距離・時間に応じた段階的な優遇措置を講じるなど、国と一体となった取組の強化が必要。

<デジタル田園都市国家構想交付金>

- ・ 林道と市道や広域能動と市道の連携などでのパッケージでの要件の緩和がされていることは承知しているが、現状では当市の内情と活用要件が合わず、本計画の策定を見送っている状況。自由度の高い本計画は利用を検討していきたいので一層の要件緩和を求める。
- ・ 様々な制度が創設されたことで特色ある地域創生に取り組むことができるが、過疎地域全体の底上げになるような制度設計もお願いしたい。
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援がされているが、この規定が大きな制約になっているため、より活用しやすい規定にしていきたい。
- ・ 地域主体のまちづくりを行うにあたり、まちづくりの体制の立ち上げ段階までは地方創生推進交付金により順調に進んだが、地元商業者等が本業を携えた上で、人件費等を要しないボランティアで行っているような地域主体のまちづくりを継続するには、立ち上げ段階の支援だけでなく、中長期的なサポートが必要という課題があり、そのサポートを実現する支援メニューがあるとよい。
- ・ 計画期間が3年（最長5年）では、課題解決に向けた足掛かりができ登り始めたばかりであり、もう少し長く支援できる制度になると良い。
- ・ 地方はデジタル実装だけでは活性化しないため、地方創生推進（拠点整備を含む）タイプについては今後も継続してほしい。
- ・ 昨年度の調査において地域再生計画に基づく支援措置の6割以上（3,500件以上）を占めているデジ田交付金（旧地方創生推進交付金・拠点整備交付金）については、より詳細な記述をしている交付金の実施計画の部分転記で済むように事務が省略化されてきているが、あくまで手続きは別扱いである。デジ田交付金の地域再生計画の内容は、総論を「地方版総合戦略のとおり」、各論を「別紙実施計画のとおり」とするなど自動連動する形に切り替えられないか。

<支援措置の充実>

- ・ 地域再生、地方の活性化に向けた地域再生制度は、大変重要な施策と認識している。今後、全国横並びの取組ではなく、核地域の特性を踏まえた地域ならではの取組への理解と支援の充実強化の必要性を感じており、引き続き、全国一律の支援ではなく、やる気のある地域に対する財政支援と地域課題の解決に繋がる専門性を付与する支援をお願いしたい。
- ・ 地域再生計画に係る補助金の充実。
- ・ 地域の自主性・裁量性が拡大していて、弾力的な事業執行が期待出来ることから引き続き予算措置をお願いしたい。
- ・ 地方創生を具体的に支援する制度であり、今後も地方からの再生の流れを促進するため制度の継続・拡充をお願いしたい。
- ・ 本事業の効果的な継続のため、事業実施のための予算に対する支援について、引き続きお願いしたい。

- ・ これからはよりコミュニティの強化による共助の取り組みが重要になると思われるので、そのモデルとなるような自治体の事例紹介や実施時には経済的な支援を要望する。

【本調査に関する意見・要望】

- ・ 交付金活用事業の場合、事業評価についての調査が交付金側からもあり、交付金活用事業の調査の内容に本調査の内容はほぼすべて含まれている。当町でも10近くの事業が調査対象となっており、回答も数分でできるようなものではないので、事務負担軽減、効率化の観点から交付金活用事業については本調査の対象から除いてほしい。
- ・ 申請事務に手間と時間がかかる上、このような調査への回答も非常に負担が大きいので、できるだけ簡素にするなどしていただきたい。
- ・ 本調査について、進捗状況等については「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書」にてすでに報告している。業務効率化のため、すでに報告している部分の入力は削減いただきたい。
- ・ 本照会は毎年行われているが、認定を受けた地域再生計画に記載している目標数や目標値は毎年変わるものではないため、自動入力されるようにしてほしい。
- ・ 調査全般について、WEBによる回答フォームを使用する時はデータの保存や再入力など特に必要な環境など無い内容で実施されたい。(回答側の負担が増えるものがあるため)
- ・ 本調査については、企業版ふるさと納税のために策定した地域再生計画では回答が難しく、とりあえず回答したが質問の趣旨に正しく答えられているのか疑問を感じるため別の調査方法があってもよいと考える。